

令和 5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

(課題 24. 統括支援員の育成に関する調査研究)

最終報告書

KPMG コンサルティング株式会社

令和 6 年 3 月

目次

1	本調査研究事業の概要	2
1.1	背景と目的	2
1.2	方法・計画	2
2	統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等の整理及び研修カリキュラムの検討	4
2.1	検討の手法・方向性	4
2.2	文献調査	5
2.3	自治体アンケート調査	16
2.4	自治体ヒアリング調査	33
2.5	検討委員会	44
2.6	シラバス検討ワーキンググループ	52
2.7	検討結果	54
3	研修教材の作成	76
3.1	作成概要	76
3.2	作成結果	78
4	総括	79
5	講評	84
6	別添資料	86
6.1	自治体アンケート調査票	86

1 本調査研究事業の概要

1.1 背景と目的

令和4年の児童福祉法の改正により、自治体において設置に努めることとされたこども家庭センターにおいては、母子保健と児童福祉それぞれの担当職員が連携・協働して業務を遂行するため、双方の業務に関する十分な知識を有する統括支援員が配置されることを想定している。

当該センターにおいて、母子保健と児童福祉をつなぐ統括支援員は、一体的かつ切れ目のない相談支援体制を構築するために非常に重要な役割を担うことから、その役割を十分に理解して業務を行う必要がある。

他方、母子保健分野と児童福祉分野はそれぞれの業務において必要としている資格や要件、求められる知識や専門性が異なっていることから、双方に知識を有する者が必ずしも十分に確保できない場合があることも想定されるところである。

こうしたことを踏まえ、統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等を整理し、統括支援員の育成及び資質向上のための研修カリキュラムの開発等を検討することを目的とする。

1.2 方法・計画

本調査研究事業では、文献調査、自治体アンケート調査、自治体ヒアリング調査を通じて、統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等を整理し、研修カリキュラムの検討、研修教材の作成を行う。また、有識者等による検討委員会を設置し、本調査研究事業の各調査・検討等に対し助言等を得た。

研修カリキュラムの検討、研修教材の作成にあたっては、検討委員会の助言等を経て、研修全体のうち基礎的な研修部分にフォーカスすることとし、研修に関して知見を持つ有識者からなるシラバス検討ワーキンググループを設置し協議を行った。（図表 31）

なお、課題 26（母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築に係る事例収集についての調査研究）との関連性を踏まえ、自治体アンケート調査、自治体ヒアリング調査、検討委員会については以下の通り、一体で取り組むこととした。

・自治体アンケート調査

課題 24 に関する設問と課題 26 に関する設問を 1 つの調査票に盛り込みアンケート調査を実施。

・自治体ヒアリング調査

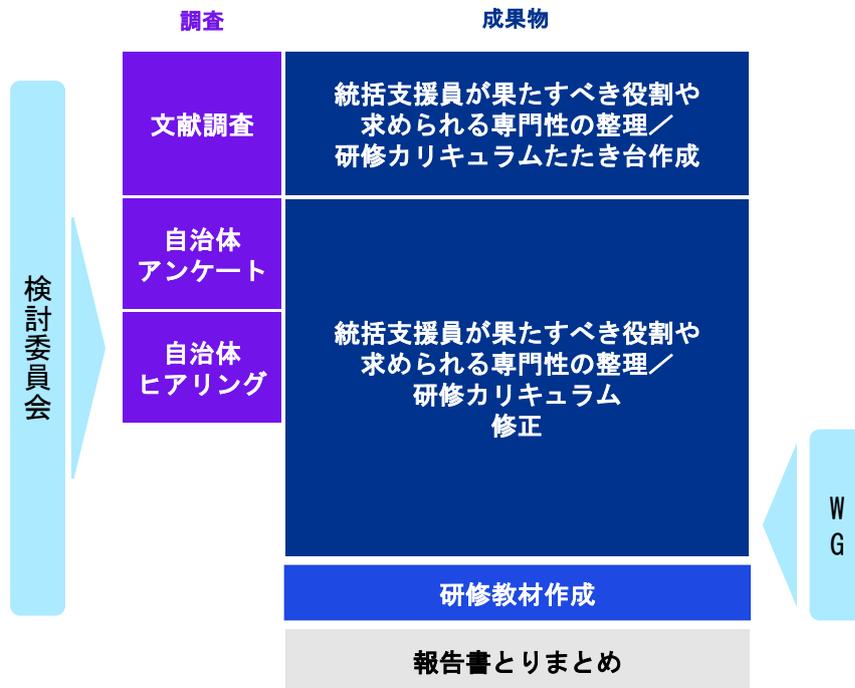
課題 24 に関する設問と課題 26 に関する設問を 1 回のヒアリング（オンライン会議）調査内で実施。

・検討委員会

課題 24 に関する検討委員会と課題 26 に関する検討委員会を同日、オンライン会議で実施。

課題 24 と課題 26 の構成員は一部異なるため、前半パートと後半パートに時間帯を分割し、設定する。

図表 1 本調査研究事業の流れ

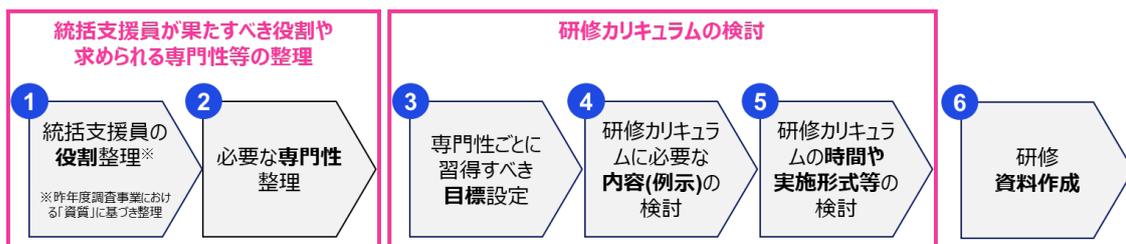


2 統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等の整理及び研修カリキュラムの検討

2.1 検討の手法・方向性

研修カリキュラムの策定に向けて、最初に統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等の整理を実施した。その整理結果を踏まえ、研修カリキュラムの検討を実施した。具体的なステップを図表 2 に示す。この整理・検討の実施にあたっては、文献調査を実施して仮説設計を行い、検討委員会・シラバス検討ワーキンググループにて助言をいただいた。また平行して、自治体アンケート調査、自治体ヒアリング調査を実施し、現状、自治体で統括支援員に求めている役割・専門性等について把握した。

図表 2 検討のステップ



2.2 文献調査

2.2.1 調査概要

統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等の整理及び研修カリキュラムの検討のために、文献調査を実施した。実施概要（図表 3）と調査対象文献（図表 4）は以下の通りである。

図表 3 実施概要（文献調査）

調査期間	2023 年 8 月～2023 年 11 月
調査対象	マネジメント、児童福祉、母子保健等に関わる各種政府文書、学術論文等

図表 4 調査対象文献

- 令和 4 年度 保健福祉調査委託費による調査研究事業「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究」
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/196e0981/policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_02.pdf) 2023 年
- 厚生労働省「『市町村子ども家庭支援指針』（ガイドライン）について」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161704.pdf>) 2017 年
- 厚生労働省「『市区町村子ども家庭総合支援拠点』設置運営要綱」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000630057.pdf>) 2020 年
- 令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」
(https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/) 2022 年
- 厚生労働省「地域における保健師の保健活動について（平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号）」
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb9310&dataType=1&pageNo=1) 2013 年
- 厚生労働省「改正児童福祉法について（第一部）（2021 年 4 月）」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000994207.pdf>) 2021 年
- 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月 改正版）」
(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf) 2013 年
- 草野千秋「専門職マネジメントの変遷における今日的課題への視座」『文京学院大学総合研究所経営論集』25 巻 1 号,p.69-82,2015 年

- 野中郁次郎、梅本勝博「知識管理から知識経営へ－ナレッジマネジメントの最新動向－」『人工知能学会誌』16 巻 1 号,p.4-14,2001 年
- 佐藤泉、原田亮子、安梅勅江「保健福祉専門職のケアマネジメント技術に関する研究：管理職経験との関連」『日本保健福祉学会誌』7 巻 2 号,p.35-42,2001 年
- 佐藤泉、片倉直子、安梅勅江「ケアマネジメントにおける連携技術に関連する要因」『日本保健福祉学会誌』8 巻 1 号,p.27-34,2001 年
- 松繁卓哉、越智真奈美、湯川慶子、大澤絵里「児童虐待防止のための多職種・多機関連携の促進」『保健医療科学』70 巻 4 号,p.394-398,2021 年
- 千葉栄子、桂晶子、安齋由貴子「子ども虐待ハイリスク家族に対する市町村保健師の関係機関との連携の取り組み」『日本公衆衛生看護学会誌』9 巻 1 号,p.10-17,2020 年
- 川並利治、三宅右久、三和直人「福祉行政のスーパービジョンから考察する児童相談所スーパーバイザーの特性」『金沢星稜大学人間科学研究』16 巻 1 号,2022 年
- 安藤好枝「退院支援に求められる専門職間連携を支えるケアマネジメント」『日本保健医療福祉連携教育学会学術誌・保健医療福祉連携』3 巻 2 号,p.68-73,2011 年
- 松岡千代「ヘルスケア領域における専門職間連携：ソーシャルワークの視点からの理論的整理」『社会福祉学』40 巻 2 号,p.17-38,2000 年
- 総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等について（検討結果報告書【概要版】）」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001394331.pdf> 2023 年
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会「社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策～包括的な支援体制の構築と「連携・協働の場」としての社協の役割発揮に向けて」
<https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyoteigen/shakyo/renkeisaku/202106honbun.pdf>
 2021 年
- 厚生労働省「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 とりまとめ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001079605.pdf> 2023 年
- 認定社会福祉士認証・認定機構「認定社会福祉士制度 研修認証基準細則 認定社会福祉士の共通専門科目」
<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/overview/documents/21kenshuNinshokijunSaisoku.pdf> 2012 年
- 認定社会福祉士認証・認定機構「認定社会福祉士制度 研修認証基準細則 認定社会福祉士の分野専門科目」
<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/overview/documents/21kenshuNinshokijunSaisoku.pdf> 2012 年
- 認定社会福祉士認証・認定機構「認定社会福祉士制度 研修認証基準細則 認定社会福祉士のその他科目」

- (<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/overview/documents/21kenshuNinshokijunSaisoku.pdf>) 2012 年
- 認定社会福祉士認証・認定機構「認定社会福祉士制度 研修認証基準細則 認定上級社会福祉士の共通専門科目」

(<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/overview/documents/21kenshuNinshokijunSaisoku.pdf>) 2012 年
- 認定社会福祉士認証・認定機構「認定社会福祉士制度 研修認証基準細則 認定上級社会福祉士の特定領域科目」

(<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/overview/documents/21kenshuNinshokijunSaisoku.pdf>) 2012 年
- 「社会福祉学習双書」編集委員会「第 5 巻 児童・家庭福祉（学習双書 2023）」社会福祉法人全国社会福祉協議会、2023 年
- 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健康診査のための『保健指導マニュアル（仮称）』及び『身体診察マニュアル（仮称）』作成に関する調査研究」

(https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/manual.pdf) 2018 年
- 平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「乳幼児健康診査の実施と評価ならびに多職種連携による母子保健指導のあり方に関する研究班」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/tebiki.pdf>) 2015 年
- 厚生労働省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf>) 2017 年
- 厚生労働省「子育て世代包括支援センターの設置運営について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2680&dataType=1&pageNo=1) 2017 年
- 平成 28 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て世代包括支援センターの業務ガイドライン案作成のための調査研究」(https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/kosodate2017_01.pdf) 2017 年
- 文部省・厚生省「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326M50000180001>) 1951 年
- 厚生労働省「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」（平成 27 年 3 月 31 日医政発第 0331 第 21 号厚生労働省医政局長通知）

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1593&dataType=1&pageNo=1) 2015 年
- 厚生労働省「保健師助産師看護師国家試験出題基準 令和 5 年版」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000958440.pdf>) 2023 年

- ども家庭庁「令和 5 年度 母子保健指導者養成研修」(<https://boshikenshu.cfa.go.jp/>)
2023 年

2.2.2 調査結果

統括支援員が果たすべき役割の整理

昨年度、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施した調査（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 委託事業「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究」（令和 4 年度））では、統括支援員に求められる資質を以下のように整理している。

統括支援員に求められる資質

○統括支援員は、こども家庭センター内で母子保健機能と児童福祉機能の双方についてマネジメントができる責任者として、母子保健・児童福祉双方の業務に十分な知識を有するほか、切れ目のない支援を行うため、以下が求められる。

- ・予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること
- ・支援に活用できる社会資源を熟知していること
- ・支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができること

○こうした資質を備えるため、統括支援員には母子保健機能及び児童福祉機能に関する必要な研修を積極的に受講することが望まれる。また、改正児童福祉法により導入される認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」を取得することが望ましい。

この調査結果を踏まえ、統括支援員が果たすべき役割を以下 2 点と定義した。

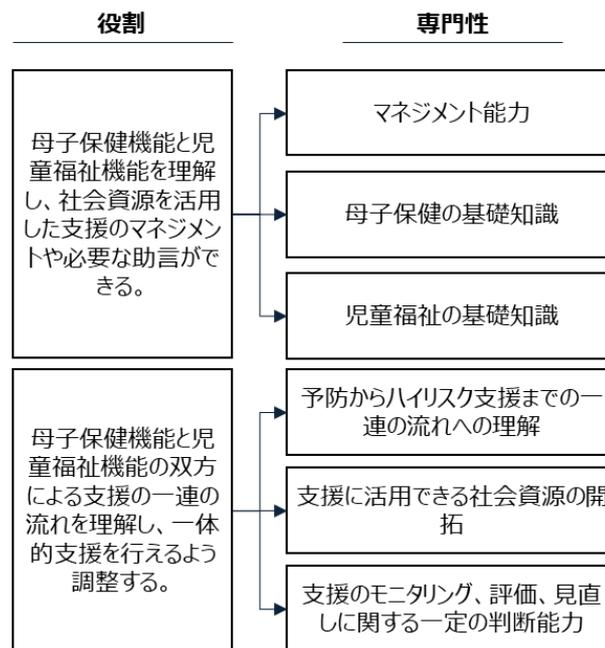
- ① 母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる。
- ② 母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する。

統括支援員に求められる専門性の整理

定義した統括支援員が果たすべき役割に基づき、必要な専門性を整理した。

前述の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の調査結果の統括支援員に求められる資質を踏まえ、統括支援員に求められる専門性の初期仮説を設定した。図表 5 に示す。

図表 5 統括支援員に求められる専門性（初期仮説）



また、統括支援員に求められる専門性の具体的内容の例を示すために、図表 4 で示した調査対象文献より、統括支援員に求められる専門性それぞれに関連する事項を抽出し、初期仮説として整理を行った。その結果を図表 6 に示す。

図表 6 統括支援員に求められる専門性の具体的な内容（初期仮説）

役割	専門性	具体的内容（例）
母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる。	マネジメント能力	<ul style="list-style-type: none"> • 以下のような母子保健機能と児童福祉機能の連携・調整の能力 ➢ 母子保健と児童福祉の双方の思考・行為・感情・価値観の理解や、職種背景が異なることに配慮した職種の役割・知識・意見・価値観を伝え合う環境づくり・人材教育、両職種間の葛藤への適切な対応、双方の知見を合わせた連携・協働方針の構築等を行う能力
	母子保健の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> • 以下のような母子保健に関する基礎知識 ➢ 母子保健制度全体への理解、妊娠前の支援、妊婦への支援、育児中の親への支援、乳児への支援、児童（乳児除く）への支援、地域への支援
	児童福祉の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> • 以下のような児童福祉に関する基礎知識 ➢ 児童家庭福祉制度全体への理解、こどもの成長・発達に対する支援、貧困に対する支援、少年非行への対応、児童虐待への対応、社会的養護における支援、障がい児に対する支援
母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する。	予防からハイリスク支援までの一連の流れへの理解	<ul style="list-style-type: none"> • 以下のような児童虐待等の予防からハイリスク支援まで幅広く対応する能力 ➢ ネットワークを活用した要支援対象把握、連携の必要性の判断、ニーズに即した機関への取り次ぎ、協働支援の体制の構築（情報共有、後方支援の授受）、見立てや立場の相互理解、支援目標と役割の明確化、協働支援の評価
	支援に活用できる社会資源の開拓	<ul style="list-style-type: none"> • 以下のような地域機関との連携 ➢ 障がい児支援機関との連携、生活困窮者自立支援機関との連携、教育機関との連携、地域保健機関との連携、人権擁護機関との連携、行政機関との連携
	支援のモニタリング、評価、見直しに関する一定の判断能力	<ul style="list-style-type: none"> • 以下のような支援におけるモニタリング、評価、見直しにおけるスーパーバイズ ➢ 迅速な対応、こどもの安全確保の優先、家族の構造的課題としての把握、十分な情報収集と正確なアセスメント、組織的な対応、十分な説明と見通しを示す、法的対応などの確かな手法の選択

これら初期仮説を検討委員会に諮り、統括支援員に求められる専門性を設定した。詳細は、2.5 及び 2.7 にて論ずる。

専門性ごとに習得すべき目標設定／研修カリキュラムに必要な内容(例示)の検討

統括支援員に求められる専門性を踏まえ、専門性ごとに習得すべき目標の設定および研修カリキュラムに必要な内容（例示）を検討した。検討にあたっては、図表 4 で示した調査対象文献より、統括支援員に求められる専門性それぞれに関連する事項を抽出し、初期仮説として整理を行った。その結果を図表 7 に示す。

図表 7 統括支援員に求められる専門性ごとに習得すべき目標設定／研修カリキュラムに必要な内容（例示）（初期仮説）

科目	目標	研修内容の例示
統括支援員の役割 組織内連携が必要となる背景	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健機能と児童福祉機能それぞれに求められる役割を説明することができる ・こども家庭センターの法的根拠や権限を述べることができる ・母子保健と児童福祉の両部門からなるこども家庭センターの体制を説明することができる ・母子保健と児童福祉による一体的支援のあり方を説明することができる ・こども家庭センターに配置される各職種の背景・専門性・強みを説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターの制度的位置づけ・意義・機能 ・こども家庭センターの体制 ・一体的支援のあり方
組織内連携の推進の実務	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健と児童福祉の両部門の連携・協働の必要性を説明することができる ・ケース検討会議のファシリテーションの方法を説明することができる ・部門間・職種間での葛藤が生じる背景や対応方法を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健と児童福祉の両部門の連携・協働 ・ケース検討会議のファシリテーション ・部門間・職種間での葛藤
母子保健の理念と制度	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の理念、役割、制度、支援対象を述べるすることができる ・母子保健における今日的な課題や地域の課題を説明することができる ・母子保健の各種事業の趣旨や目的を述べることができる ・母子保健の各種事業の効果的な利用方法を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の理念、役割、制度、支援対象 ・母子保健における課題 ・母子保健の各種事業

科目	目標	研修内容の例示
母子保健活動の実務	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育ての各ライフステージにおける活動を述べるができる ・各種事業を通じた支援対象家庭の早期把握と対応の方法を説明することができる ・乳幼児の発育、発達について説明することができる ・家族全体のアセスメントによるニーズ把握の方法を説明することができる ・児童福祉との連携による支援方法を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健におけるこどもの虐待予防に関する支援の基本的理解 ・周産期の母体（妊産婦のメンタルヘルスケア等） ・乳幼児の発育、発達 ・家庭全体のアセスメントと支援 ・リスクアセスメントツールを活用した支援ニーズの把握と児童福祉との連携
児童福祉の理念と制度	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の理念、役割、こどもの権利を述べるができる ・児童福祉の今日的な課題や地域の課題を説明することができる ・児童福祉の各種事業の趣旨や目的を述べるができる ・児童福祉の既存の各種事業の効果的な利用方法を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の理念と役割、制度全体への理解 ・こどもの権利についての理解との関連 ・児童福祉における今日的な課題、取り巻く社会環境（こどもの貧困、ヤングケアラー等） ・既存の児童福祉に係る各種事業の理解 ・母子保健との連携の必要性和実際 ・母子保健のリスクアセスメントツールを活用した要支援家庭の共有と連携
児童虐待対応の実務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の定義やその背景について述べるができる ・虐待によるこどもへの影響と必要な支援を説明することができる ・こども家庭相談の業務とその流れを説明することができる ・市区町村の役割および児童相談所や関係機関との連携体制を説明することができる ・要保護児童対策地域協議会の意義と役割を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の定義 ・こどもへの虐待の影響と回復のための支援のあり方 ・虐待対応における児童相談所と市町村との役割分担 ・虐待通告受理から対応の流れ ・社会的養育 ・要保護児童対策地域協議会の理解
関係機関との連携に必要な視点	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭支援に関わる関係機関の役割を述べるができる ・関係機関によるネットワークの意義や機能を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭支援において各関係機関が担っている役割 ・関係機関によるネットワークの意義 ・関係機関によるネットワークの機能

科目	目標	研修内容の例示
社会資源の把握・活用・開拓に必要な視点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に対応するにあたって地域づくりに関与する重要性を説明することができる ・地域課題に対応するにあたって日ごろの業務との関連を説明することができる ・地域内の社会資源の把握方法を説明することができる ・身近なところから地域資源を開拓する視点やヒントを説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭支援における地域づくりと社会資源 ・社会資源を把握・活用・開拓する重要性 ・地域内の社会資源を把握・活用・開拓する方法 ・社会資源の開拓事例の紹介
関係機関との連携の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を基盤とした母子保健や児童福祉の関係機関との連携の取組を説明することができる ・各関係機関との連携の必要性や推進方法を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とのネットワークによる支援対象家庭の把握 ・母子保健や児童福祉の関係機関への後方支援 ・支援対象家庭のニーズ把握のための関係機関間のファシリテーション ・各関係機関との連携の必要性の把握・判断
関係機関との連携の実務	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への取り次ぎ・調整におけるポイントや留意点を述べるができる ・関係機関とアセスメント・支援目標の共通理解を得る方法を説明することができる ・支援対象家庭と関係機関との関係構築のあり方を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・把握したニーズに即した関係機関への取り次ぎ・調整 ・ケースに関わる各関係機関の役割・業務の明確化 ・関係機関とアセスメント・支援目標の共通理解を得るための工夫 ・支援対象家庭と関係機関との関係構築のための工夫
こども家庭支援の過程（特にアセスメント、ケースマネジメント、モニタリング）	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭支援における一連の基本的な流れを説明することができる ・生物心理社会モデルの視点に基づくアセスメントの方法を説明することができる ・こども家庭支援の特徴を踏まえたケースマネジメントの方法を説明することができる ・家庭内の変化を把握するためのモニタリングの方法を説明することができる ・こどもの成長・発達や障がいの特性に応じた支援方法を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭支援の過程 ・生物心理社会（バイオサイコソーシャル）モデルによるアセスメント ・こども家庭支援の特徴（非自発性等） ・こどもの成長・発達や障がいの特性に応じたプランニング ・関係機関との連携を含めたケースマネジメント ・ケースに関する適時の情報把握の方法 ・ケースの再評価において法的対応が必要となった場合の方法

科目	目標	研修内容の例示
合同ケース会議の運営とサポートプランの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・合同ケース会議の意義や運営方法を説明することができる ・サポートプランの意義や位置づけを説明することができる ・サポートプランの作成方法や活用方法を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同ケース会議やサポートプランが法改正で盛り込まれた意義 ・合同ケース会議の開催の流れ ・合同ケース会議で扱うことが想定されるケース ・サポートプランの作成方法 ・支援対象家庭との関係構築のための工夫

これら初期仮説を検討委員会に諮り、統括支援員に求められる専門性を設定した。詳細は、2.5 及び 2.7 にて論ずる。

2.3 自治体アンケート調査

2.3.1 調査概要

各市区町村の統括支援員¹の配置に向けた取組状況を把握するため、母子保健部門と児童福祉部門に対するアンケート調査を実施した。実施概要（図表 8）と調査対象（図表 9）は以下の通りである。

図表 8 実施概要（アンケート調査）

調査期間	2023年10月12日～2023年10月27日
調査対象	1,741市区町村（有効回答数1,180市区町村）回収率67.8%
調査方法	ウェブフォームを用いたオンラインアンケート（一部自治体はCSV形式での回答）
アンケート項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体の概況 ● 統括支援員の配置状況 ● 配置中・配置予定の統括支援員の資格要件 ● 統括支援員への研修の有無 ● 統括支援員と要保護児童対策地域協議会との関係 ● 統括支援員の配置による母子保健と児童福祉の連携の好事例 ● 統括支援員配置にあたっての問題点・懸念点 ● 統括支援員の研修時期や内容への意見

¹ 本アンケート及びヒアリング調査の中では、国が示す基礎研修等を受けていないが、「統括支援員」として表記する。

■ こども家庭庁「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況」（令和5年9月）P9
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/54c6570c-41ab-482d-b008-a5bfff08fbc2/d8b6788c/20230912_councils_shingikai_gyakutai_boushi_54c6570c_01.pdf

図表 9 調査対象（アンケート調査）

区分	回答数
児童人口規模別	
小規模 A（概ね～0.9万人未満）	834
小規模 B（概ね 0.9万人～1.8万人未満）	165
小規模 C（概ね 1.8万人～2.7万人未満）	63
中規模（概ね 2.7万人～7.2万人未満）	88
大規模（概ね 7.2万人～）	30
合計	1,180
人口規模別	
1万人未満	286
1万人～10万人未満	666
10万～30万人未満（中核市除く）	139
30万人以上（中核市・政令市除く）	17
中核市	54
政令市	18
合計	1,180

2.3.2 調査結果²

サマリー

アンケート調査を実施し、以下の結果を得られた。

配置状況

- 既に統括支援員を配置している市区町村は 5.8%にとどまり、配置の検討を開始できていない、本格的な準備はできていないとする市区町村が半数を占める。

要件等

- 統括支援員の資格要件として 8 割近くの市区町村は「保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健または児童福祉分野の実務経験を有する者」としており、また多くの市区町村では保健師の資格を有する者を統括支援員として配置している。
- 約 95%の市区町村は、統括支援員を常勤職員として雇用しており、外部人材を配置している／配置を想定している市区町村は 1 %に満たない。

効果

- 統括支援員を配置したことによる母子保健と児童福祉の連携の好事例として、妊婦への支援、情報連携の円滑化、役割分担調整、保健師との連携、両分野統合での施策立案が挙げられた。

課題

- 配置にあたっての課題は、組織内に適切な人材がないことを選択した市区町村が半数近くを占める。

研修

- 統括支援員に対する研修を実施している市区町村は 1 割にとどまっている。
- 国が示している統括支援員向けの研修の実施時期として、基礎研修を 5・6 月に、実務研修を 7・8 月に希望する市区町村が多い。

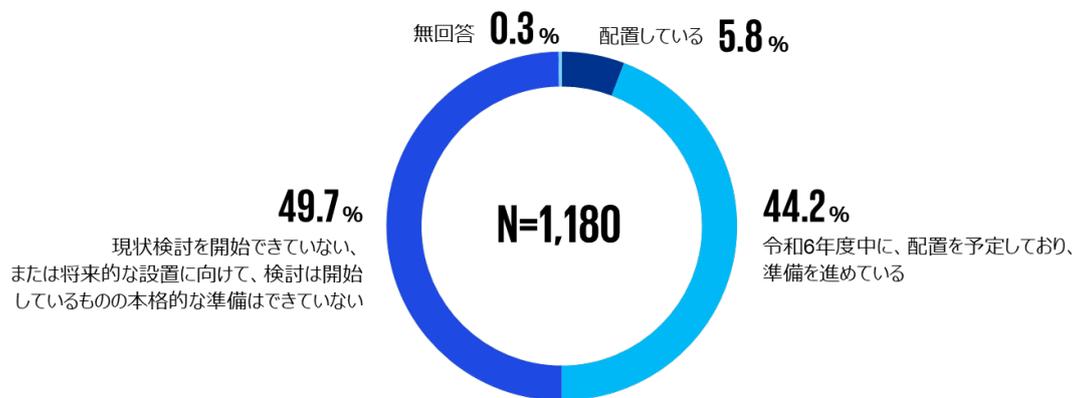
以降に、設問ごとの調査結果を示す。

² 設問項目ごとの有効回答を抽出し、集計を実施したため、設問ごとに N 値が異なること、選択肢ごとの割合算出において端数処理の関係で単一回答であってもすべての選択肢の合計が 100%とはならない点に留意されたい。

統括支援員の配置状況

統括支援員の配置状況について、「配置している」自治体が 5.8%、「令和 6 年度中に、配置を予定しており、準備を進めている」が 44.2%、「現状検討を開始できていない、検討は開始しているものの本格的な準備をできていない」としている自治体が 49.7%であった。（図表 10）

図表 10 統括支援員の配置状況

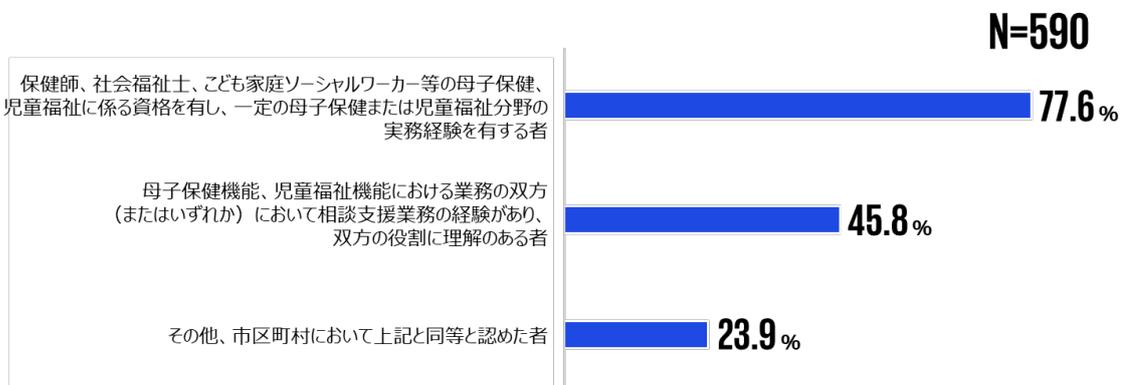


配置中・配置予定の統括支援員の資格要件

統括支援員の配置状況に対する設問に対して「配置している」または「令和6年度中に、配置を予定しており、準備を進めている」と回答した590市区町村に対して、その資格要件を尋ねた。

配置（予定）の統括支援員の資格要件として、「保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健または児童福祉分野の実務経験を有する者」と回答した自治体が77.6%であった。

図表 11 配置中・配置予定の統括支援員の資格要件（複数回答可）



配置中・配置予定の統括支援員の保有資格

配置中・配置予定の統括支援員の保有資格は、保健師が 317 市区町村、福祉職が 103 市区町村、保育士が 23 市区町村であった。（図表 12）

図表 12 配置中・配置予定の統括支援員の保有資格

配置（予定）の統括支援員の保有資格

配置（予定）の統括支援員の資格要件について、どのような資格を有している方を配置しているか（配置予定か）ご回答ください。

資格
<p><保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健または児童福祉分野の実務経験を有する者></p> <p>保健師：317件 福祉職：103件 保育士：23件 教育職：4件 心理職：4件 助産師：4件</p> <p><母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（またはいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者></p> <p>母子保健経験者：11件 実務経験者：9件 ソーシャルワーカー経験者：3件</p> <p><その他、市区町村において上記と同等と認めた者></p> <p>事務職：9件</p>

※不正回答は除く

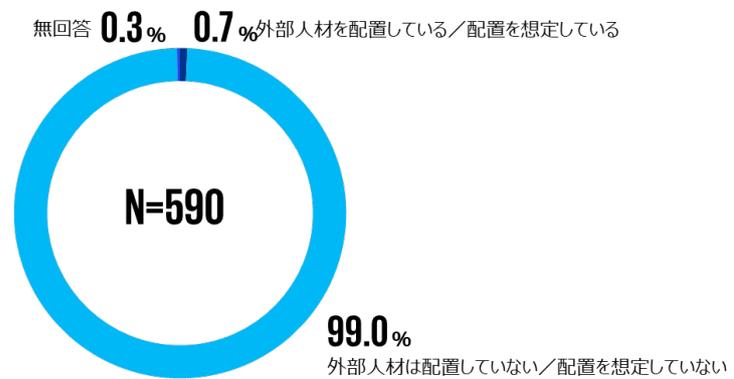
外部人材の配置（想定）有無

外部人材の配置（想定）有無については、外部人材を配置している／配置を想定している自治体は0.7%で、外部人材は配置していない／配置を想定していない自治体は99.0%であった。（図表 13）

図表 13 統括支援員への外部人材の配置（想定）有無

外部人材の配置（想定）有無

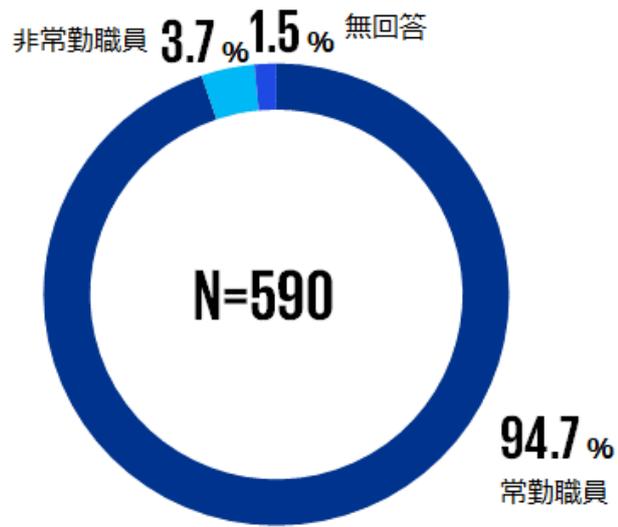
人材不足等の事情により、統括支援員として外部の有識者等の方を配置していますか。または、外部の有識者等の方の配置を想定しているか、ご回答ください。



統括支援員の雇用形態

統括支援員の雇用形態は、常勤職員が 94.7%、非常勤職員が 3.7%。(図表 14)

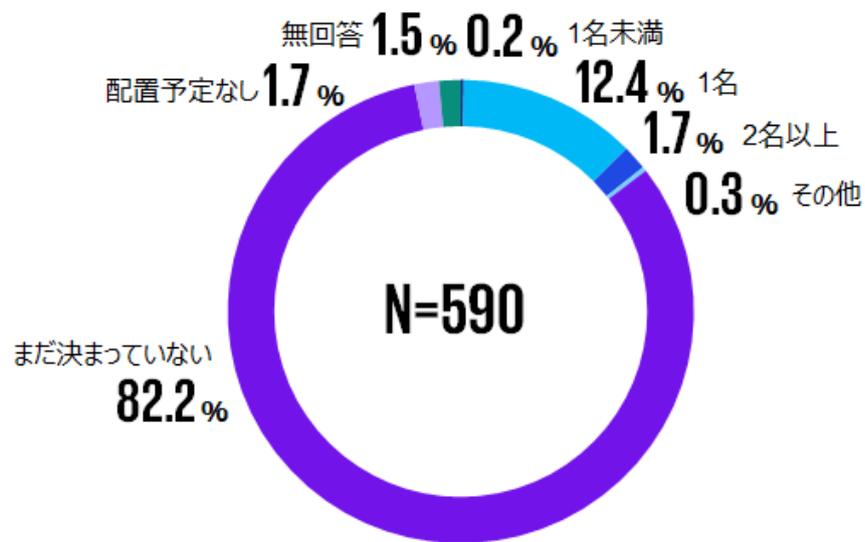
図表 14 統括支援員の雇用形態



統括支援員を補佐する職員の人数

統括支援員を補佐する職員の配置人数について、「まだ決まっていない」と回答した自治体が 82.2%、「1名」が 12.4%であった。（図表 15）

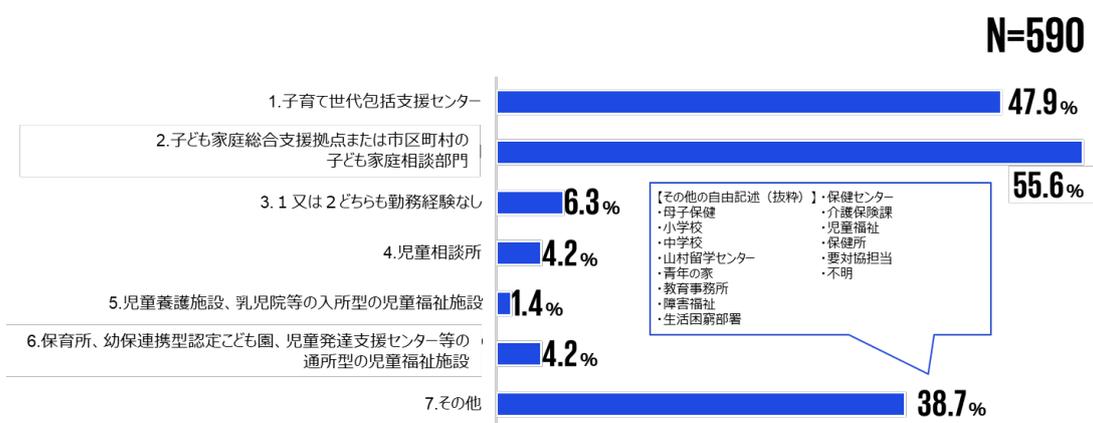
図表 15 統括支援員を補佐する職員の人数



配置されている統括支援員の過去の勤務経験

配置されている統括支援員の過去の勤務経験は、「子ども家庭総合支援拠点または市区町村の子ども家庭相談部門」が55.6%、「子育て世代包括支援センター」が47.9%であり（図表16）、勤務年数は子育て世代包括支援センターの場合は相談対応が平均4.1年、管理職が平均2年、子ども家庭総合支援拠点の場合は相談対応が平均2.7年、管理職が平均1.9年であった。（図表17）

図表16 統括支援員の過去の勤務経験（複数回答可）



図表17 統括支援員の各機関での経験年数

子育て世代包括支援センターでの相談対応 (n=45)		子育て世代包括支援センターでの管理職 (n=38)		子ども家庭総合支援拠点での相談対応 (n=42)		子ども家庭総合支援拠点での管理職 (n=32)	
平均値	4.1年	平均値	2年	平均値	2.7年	平均値	1.9年

統括支援員に対する研修の有無

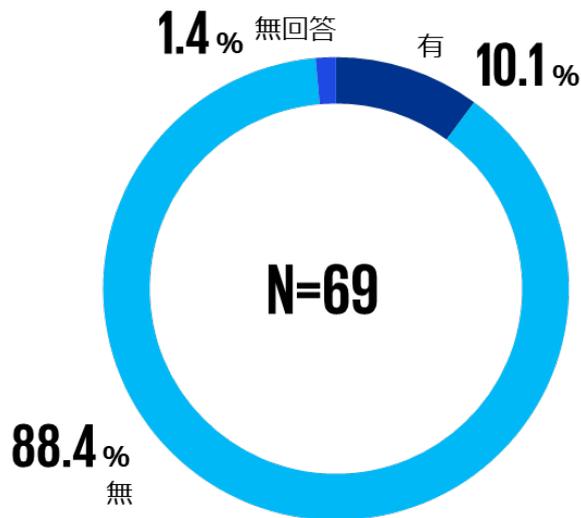
統括支援員の配置状況に対する設問に対して「配置している」と回答した 69 市区町村に対して、統括支援員に対する研修の実施有無について尋ねた。

<p>子ども家庭庁「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況」（令和 5 年 9 月） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/54c6570c-41ab-482d-b008-a5bfff08fbc2/d8b6788c/20230912_councils_shingikai_gyakutai_boushi_54c6570c_01.pdf (p13) において、統括支援員の要件となる「一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修」は以下のように示しています。</p> <p>【基礎研修（オンデマンド）】</p> <p>子ども家庭センター設置の目的や意義・業務内容、統括支援員の役割等について学ぶ研修（数日程度を想定）。</p> <p>※令和 5 年度「統括支援員の育成に関する調査研究」により、研修コンテンツ例を作成予定。 ※虐待・思春期問題情報研修センター事業において、上記研修コンテンツ例を活用した研修（オンデマンドによるオンライン研修教材の配信）を検討。 ※研修の受講については、一定の期間内（例えば 4 月以降 3 か月間程度の間）に受講してもらうことを想定。</p> <p><その他、統括支援員の資質向上のために受講することが望ましい研修></p> <p>【実務研修Ⅰ】</p> <p>統括支援員として必要と見込まれる内容（統括支援員としての具体的なマネジメントスキルが期待される事例に対する演習等）について、演習型の研修を都道府県において実施を検討（※ 1）していただき、市町村の統括支援員に対して研修受講を促すことが望ましい。</p> <p>※ 1 虐待・思春期問題情報研修センター事業（子どもの虹情報研修センター・西日本子ども研修センターあかし）において、都道府県としての研修担当者（都道府県内の研修の講師・ファシリテーターを務める実務者（管内の市町村の代表的な統括支援員等）及び研修企画担当者が参加する「指導者養成研修」の実施を検討。</p> <p>※ 2 都道府県としての研修の実施にあたっては「児童虐待防止対策研修事業」による補助金の活用が可能。</p> <p>※ 3 都道府県における研修方法例は、令和 5 年度「統括支援員の育成に関する調査研究」により検討予定。</p> <p>【実務研修Ⅱ】</p> <p>統括支援員の更なる質の向上を図るため、年 1 回程度、各市区町村の統括支援員がお互いのスキルアップのための業務上の困りごとの共有や情報交換の場を設けることも有効である。</p> <p>※実施は都道府県において検討いただくことを想定。なお、実施にあたっては「児童虐待防止対策研修事業」による補助金の活用が可能。</p>

国が示す研修とは別に、自治体独自で、統括支援員への研修を「実施していない」自治体が 88.4%、「実施している」自治体は 10.1%であった。（図表 18）

統括支援員に対しては、国・都道府県・学会等の研修を受講させている自治体もあり、内容としては児童福祉分野の研修が多く挙げられた。（図表 19）

図表 18 統括支援員に対する研修の実施有無



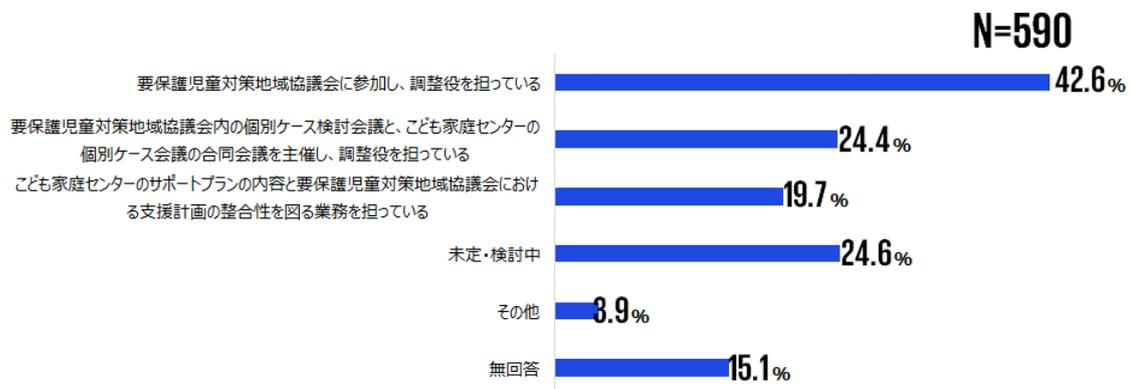
図表 19 統括支援員に対する研修内容

研修内容
<ul style="list-style-type: none"> ・国の研修 ・都道府県の研修 ・子どもの虹情報研修センターの研修 ・西日本こども研修センターあかしの研修 ・児童福祉司任用資格取得のための研修 ・市町村児童虐待対応力向上支援事業の動画研修 ・児童福祉士任用前研修 ・市町村要保護児童対策調整機関の担当者研修 ・児童福祉司通信課程 ・日本子ども虐待防止学会などの外部研修への参加 ・市区町村子ども家庭支援指導者研修(R5) ・要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 ・決まっていない

統括支援員と要保護児童対策地域協議会との関係

統括支援員と要保護児童対策地域協議会（要対協）との関係として、「要対協に参加し、調整役を担っている」と回答した自治体が42.6%、「要保護児童対策地域協議会内の個別ケース検討会議と、こども家庭センターの個別ケース会議の合同会議を主催し、調整役を担っている」が24.4%、「こども家庭センターのサポートプランの内容と要保護児童対策地域協議会における支援計画の整合性を図る業務を担っている」が19.7%であった。（図表20）

図表 20 統括支援員と要対協との関係（複数回答可）



統括支援員の配置による母子保健と児童福祉の連携の好事例

統括支援員の配置による母子保健と児童福祉の連携の好事例として、妊婦への支援、情報連携の円滑化、役割分担調整、母子保健との連携、両分野統合での施策立案等が挙げられた。(図表 21)

図表 21 統括支援員配置による母子保健と児童福祉の連携の好事例

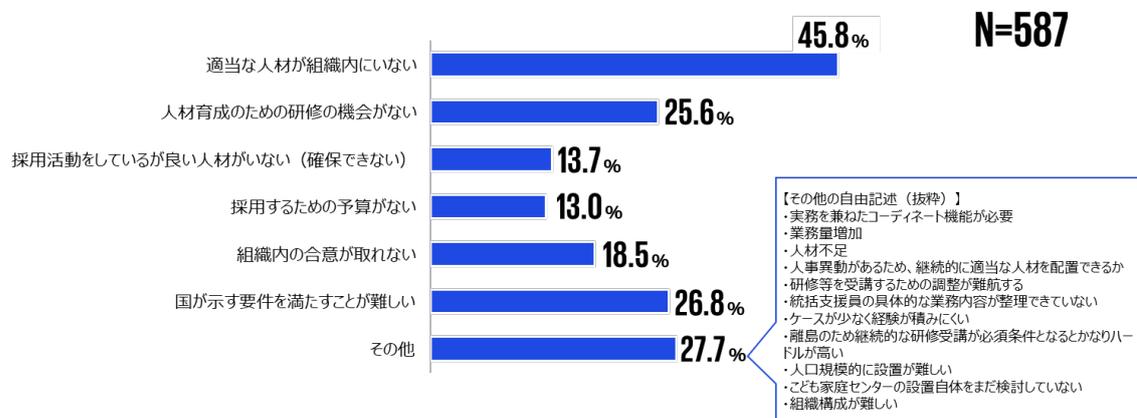
好事例
<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時より母子保健と児童福祉で連携し対応 ・妊娠前から母子保健で支援しているケースについて、生活養育支援が必要となる場合、児童相談と役割分担して、妊娠、出産、子育て期にわたり継続支援ができています ・特定妊婦の産後の支援について、関係機関と連携し、緊急時の体制を整えた ・妊娠期からの切れ目のない支援として、特定妊婦から要対協で進行管理を実施 ・連携が必要な事案の場合、窓口となる統括支援員がいることで連携がスムーズになりやすい ・情報共有が確実にできるようになった ・児童相談ケースは過去の母子保健情報をタイムリーに把握して共有できるのでアセスメントとして、子供の発育発達、育てにくさや養育状況、過去の支援経過から多面的にアセスメントできて支援方針の幅も広がる ・母子保健、児童福祉のケースの情報共有などの指示 ・介入が必要な事例などの母子保健と児童福祉の役割分担調整 ・指揮系統や役割が明確化されている ・支援が必要な家庭には複数の保健師で訪問している ・保健福祉センターの保健師との連携がとりやすくなった ・母子保健、児童福祉施策を統合しての施策立案、実施

統括支援員配置に当たっての問題点・懸念事項

統括支援員の配置状況に対する設問に対して「現状検討を開始できていない、または将来的な設置に向けて、検討は開始しているものの本格的な準備はできていない」と回答した 587 市区町村に対して、その問題点、懸念事項を尋ねた。

統括支援員配置に当たっての問題点・懸念事項として、「適当な人材が組織内にいない」と回答した自治体が 45.8%、「国が示す要件³を満たすことが難しい」が 26.8%、「人材育成のための研修の機会がない」が 25.6%であった。

図表 22 統括支援員配置に当たっての問題点・懸念事項（複数回答可）



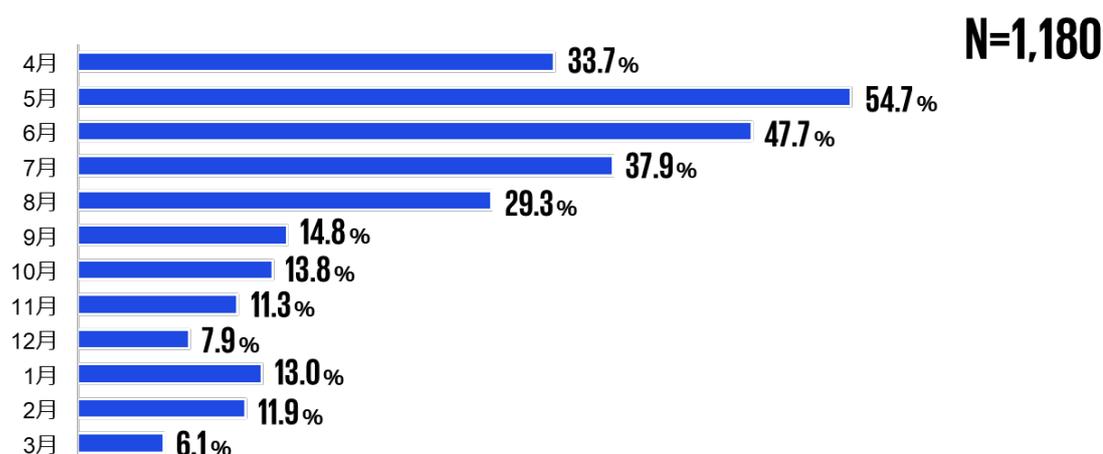
³ 統括支援員の要件は以下のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修を受講した者とする。

- ① 保健師、社会福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- ② 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者。
- ③ その他、市区町村において上記と同等と認めた者。

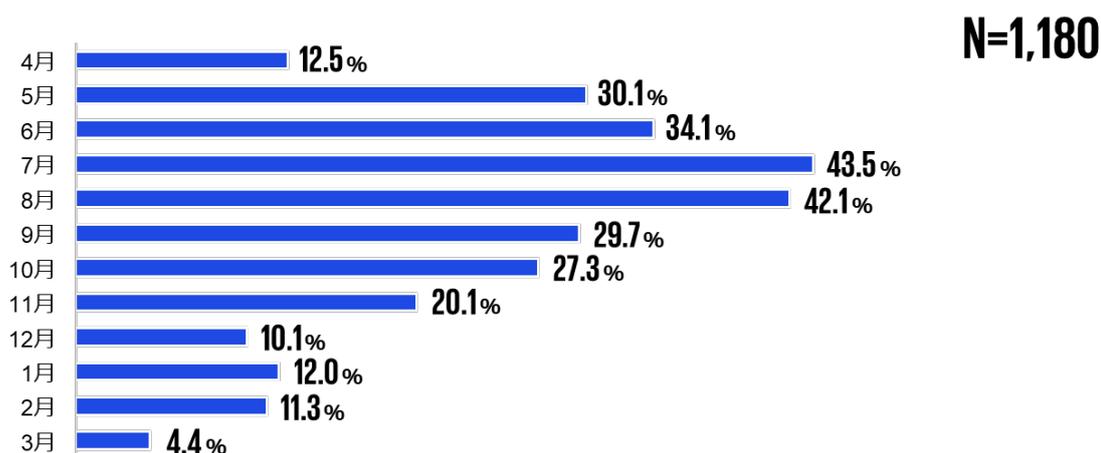
研修時期

基礎研修（オンデマンド）の受講希望時期として、「5月」と回答した自治体が54.7%、「6月」が47.7%、「7月」が37.9%であった。（図表 23）実務研修Ⅰの受講希望時期として、「7月」と回答した自治体が43.5%、「8月」が42.1%、「6月」が34.1%であった。（図表 24）

図表 23 統括支援員の基礎研修（オンデマンド）の望ましい受講時期（複数回答可）



図表 24 統括支援員の実務研修Ⅰの望ましい受講時期（複数回答可）



研修内容

基礎研修（オンデマンド）で必要な研修内容としては、母子保健・児童福祉に関する事項、実務的な内容等という回答があった。（図表 25）実務研修 I で必要な研修内容としては、ロールプレイ・グループワーク・演習などが挙げられた。（図表 26）

図表 25 統括支援員の基礎研修において必要と考える内容

研修内容						
<統括支援員> <ul style="list-style-type: none"> 役割 業務内容 責任 働き方 期待されること 注意点 視点 意識 必要な知識や身につける技能 具体的なマネジメントスキルが習得できる演習 既に統括支援員として活躍している人の話を聞く機会 	<こども家庭センター> <ul style="list-style-type: none"> 設置目的 役割 基本的な内容 業務内容 法令、制度 新たな事業内容 運営指針 国が求めていること 実務対応 指導方法 	<サポートプラン> <ul style="list-style-type: none"> 活用方法 作成技術 作成時の留意点 助言方法 まとめ方 手交方法 評価 様式の具体例 管理方法 対象者 	<一体的体制> <ul style="list-style-type: none"> 体制を作るための必要な能力 体制を構築するための役割 支援を行うための効果的な体制、役割分担 好事例紹介 基本的な内容 マネジメント 必要な技術や知識 母子保健と児童福祉を効果的に結ぶ手法 国が求めているものの具体例 	<母子保健・児童福祉> <ul style="list-style-type: none"> 基礎知識・法令、制度・思春期問題 就学以降の子どもの心と体の発達過程、現在の課題等 最新情報・目的・資質向上 具体的な実践方法、先行事例の紹介等 子どもの権利・アセスメント・役割分担 児童虐待・児童福祉法・用語・面接方法 任用児童福祉司研修のような基礎研修 具体的な実践方法、先行事例の紹介等 受養と虐待との関係・初動対応から支援 福祉の制度（生活保護・障がい福祉・高齢福祉など） ソーシャルワーク・ケースマネジメント 	<会議について> <ul style="list-style-type: none"> 合同会議 要対協 スムーズな会議の持ち方 	<その他> <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン 個人情報等の取り扱い 環境が似ている他島の統括支援員と合同で行える研修 実践に活かせる内容 希望者のみ受講

図表 26 統括支援員の実務研修 I において必要と考える内容

研修内容					
<統括支援員> <ul style="list-style-type: none"> マネジメントスキル向上 資質向上 交流、情報共有 統括支援員の育成 客観的な視点で物事を考える 実例をもとにした具体的業務 困難事例と統括支援員の関わり 役割の理解 	<こども家庭センター> <ul style="list-style-type: none"> 理解を深める 設置してからの課題共有 組織体制について意見交換 一体的な支援体制の運用方法 母子保健と児童福祉間の連携 	<ケース・事例> <ul style="list-style-type: none"> 事例検討・紹介 実例をもとにロールプレイ ケースワーク レアケースの対応演習 先進自治体の取り組みや事例検討 サポートプランの事例 困難事例や問題点の共有 よくある事例の共有・対応演習 事例からソーシャルワークスキルの向上 ケース対応の考え方 離島やへき地のケーススタディ 登録から終結までのプロセス 連携が必要な事例検討 	<業務> <ul style="list-style-type: none"> 課題検討 進行管理演習 サポートプランの作成、手交方法 面接技術 アセスメントの運用、手交方法 アセスメント能力向上 社会資源の開発、活用、連携方法 法令、制度の理解 子どもや保護者への聞き取りや対応演習 グループワーク・基礎研修の応用版 母子保健、児童福祉双方の業務 母子保健・児童福祉の視点からの支援 児童相談所での実習 児童相談所との連携 虐待対応の実習 児童虐待防止対策研修 業務上の困りごと共有 	<会議> <ul style="list-style-type: none"> ファシリテーションスキル向上 会議（合同も含む）開催・運営方法 ロールプレイ 会議進行方法 児童相談所の会議見学 	<その他> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス 補助金の活用事例 各市町村の現状を知る機会や意見交換 市区町村がやるべきことや役割について

2.4 自治体ヒアリング調査

2.4.1 調査概要

2.3 自治体アンケート調査の回答結果をもとに、18 自治体にヒアリング調査を実施した。実施概要（図表 27）と調査対象（図表 28）は以下の通り。

図表 27 実施概要（ヒアリング調査）

調査期間	2023 年 10 月中旬～2024 年 1 月中旬
調査対象	2.3 アンケートに回答いただいた自治体のうち、①こども家庭センターの設置状況 ②統括支援員の配置状況 ③サポートプランの準備状況 ④母子保健、児童福祉機能の一体的な運用状況などに鑑みて抽出した、小規模 A 型～大規模型の 5 種別、計 18 自治体
調査方法	ヒアリング調査（オンライン会議）
ヒアリング項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統括支援員の選定・配置プロセス 2. 統括支援員の業務内容・役割・意義 3. 研修に関する意向

図表 28 調査対象（ヒアリング調査）

規模（児童人口別）	NO	地理	都道府県	自治体名	ヒアリング実施日
小規模 A (概ね～0.9 万人未満)	1	東日本	福井県	おおい町	2024 年 1 月 18 日
	2	東日本	新潟県	糸魚川市	2023 年 11 月 27 日
	3	東日本	福島県	喜多方市	2023 年 11 月 20 日
	4	西日本	沖縄県	中城村	2024 年 1 月 22 日
	5	西日本	宮崎県	日南市	2023 年 11 月 21 日
小規模 B (概ね 0.9 万人～1.8 万人未満)	6	東日本	三重県	伊勢市	2023 年 11 月 27 日
	7	西日本	宮崎県	延岡市	2023 年 12 月 6 日
小規模 C (概ね 1.8 万人～2.7 万人未満)	8	東日本	三重県	桑名市	2023 年 11 月 2 日
	9	東日本	静岡県	藤枝市	2023 年 12 月 7 日
中規模 (概ね 2.7 万人～7.2 万人未満)	10	東日本	東京都	日野市	2023 年 12 月 1 日
	11	東日本	東京都	府中市	2023 年 11 月 22 日
	12	東日本	千葉県	松戸市	2023 年 10 月 13 日
	13	西日本	山口県	山口市	2024 年 1 月 12 日
	14	西日本	大阪府	豊中市	2023 年 10 月 13 日
大規模 (概ね 7.2 万人～)	15	東日本	宮城県	仙台市	2023 年 12 月 25 日
	16	東日本	神奈川県	横浜市	2023 年 11 月 21 日
	17	西日本	岡山県	倉敷市	2023 年 12 月 19 日
	18	西日本	京都府	京都市	2023 年 12 月 13 日

2.4.2 調査結果

ヒアリング結果の詳細を以下に示す。

統括支援員の選定・配置プロセス

自治体名	統括支援員の選定・配置プロセス
福井県 おおい町	選定基準はなく、業務経験等から決定。
新潟県 糸魚川市	知識・経験ともに豊富に有している会計年度任用職員（前児童福祉担当）を想定。
福島県 喜多方市	資格や求められる人材など検討中。
沖縄県 中城村	期待する役割に照らすと、役職ではなく、職種を軸に検討・整理を進めていくべきではないかという観点を持って検討中。
宮崎県 日南市	概ね統括支援員の要件に準拠することを想定。 保健師を1名、正職員として新たに配置することを想定。
三重県 伊勢市	特になし。
宮崎県 延岡市	こども家庭サポートセンター長の補佐が、統括支援員の役割を担う。
三重県 桑名市	ケースの状況に応じて、介入的な支援が必要な場合の母子保健の関与や母子と児童福祉の役割分担の調整、支援方針の策定において、児童福祉と母子保健での調整が困難な場合には、最終判断を行うなど、統括支援員には、様々なマネジメント能力（調整力）が求められることから、センター長が兼務する。 母子保健分野等、専門性が求められる分野については、母子保健係長（センター長補佐）に、フォローしてもらいながら進める。
静岡県 藤枝市	設置初年度は、こども・若者支援課係長としたが、統括支援員を引き継いでいく中で必ずしも係長職に限るものではない。 再任用か正規職員かは今後の検討となるが、母子保健と児童福祉を十分に経験した保健師が望ましい。 自由に動くことができるよう専従で配置かつ十分な経験を有した職員に引き継いでいきたい。
東京都 日野市	母子保健分野は専門性が非常に高く、難しいところがある。幸いにも今まで双方連携してきた土壌があるため母子保健の方から選任をして、統括支援員になっていただくことがベストではないかと想定。
東京都 府中市	資格や求められる人材など検討中。

	<p>今後は、センター長は事務職の可能性もあるが、統括支援員は保健師が担っていく想定。</p> <p>母子保健と児童福祉間で見解の異なるケースがあった場合を想定して、係長よりも上位職の方、かつ保健師が適切と考えている。</p> <p>相談担当（児童虐待対応部門）には、保健師兼児童福祉司任用資格が6名おり、今後の統括支援員候補でもある。</p> <p>相談担当では、保健師の人には毎年できれば2名ずつ児童福祉司任用資格を取得できる研修に行ってもらおうようにしている。</p>
千葉県 松戸市	<p>既存組織において、児童福祉と母子保健のつなぎ役を担っている親子すこやかセンターのリーダー役である保健師長（管理職）を選定。</p> <p>統括支援員の意見は児童福祉と母子保健の一体的支援体制を決める重要なポジションになる。児童福祉と母子保健の連携において、福祉寄りになる傾向があるので、母子保健の意向を汲みつつ、児童福祉との調整を図れる人材が必要であると考えている。</p>
山口県 山口市	<p>出来れば単独の統括支援員を配置したいと考えている。</p> <p>基本的には現場の判断で物事を動かしていくことで問題ないと考えているが、どうしても判断を仰がなくてはならないケースにおいて、常に一定の基準で判断することが求められる。</p>
大阪府 豊中市	<p>母子保健・児童福祉、両方の経験がある、保健師を中心に選定。（保健師2名、社会福祉士1名）</p> <p>上記保健師は、母子保健の他、障がい者の虐待対応担当や保健所の精神保健担当をそれぞれの経験を有している。</p> <p>社会福祉士は、こども相談課に在籍し、児童虐待対応をしていた経験を有している。</p> <p>今後の統括支援員についても、母子保健と児童福祉両方の知識がある保健師・社会福祉士等から選任することを想定。</p>
宮城県 仙台市	資格や求められる人材など検討中。
神奈川県 横浜市	母子保健、児童福祉の両部門の調整役を担うことから、母子保健と児童福祉それぞれの現場経験があり、ある程度マネジメント経験がある係長級を想定し、関係局と調整。
岡山県 倉敷市	母子保健における業務経験を有する他、児童福祉の経験も備えていることから、選任。 今後の選定にあたっては、

	<p>-補佐級以上の保健師を想定（子ども相談センターに過去在籍していた職員など）</p> <p>-現状は、地区担当を持ちながら、統括支援員の役割を担っているため、地区を離れて全体を見ることが出来るよう準備を進めていく。</p>
<p>京都府 京都市</p>	<p>基本は国から示されている要件に該当するかで判断。</p> <p>統括支援員は、子どもはぐみ課長を想定しているが、専門職ではない職員が配置される場合もある。その際に、どのような基準で判断するのか、実際に配置されたときに役割を果たせるのかが重要であると考え。</p>

統括支援員の業務内容・役割・意義

自治体名	統括支援員の業務内容及び役割
福井県 おおい町	<p>詳細は未定であるが、想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合同ケース会議への参加 ● 児童福祉・母子保健両ケースの進行状況管理
新潟県 糸魚川市	<p>母子と児童福祉は、どちらも子育て世帯に接するため、早期からしつけと虐待の違いを母子保健事業でも伝えていきたいと考えている。</p> <p>児童福祉はハイリスクアプローチに偏りがちになってしまう。視野を広く持ち、保護者に色々な部分を伝えていけるような業務が求められる。</p> <p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合同ケース会議の開催 ● サポートプラン作成のアドバイス及び進捗管理 ● 地域資源の開拓 ● 支援対象者の進行管理 ● 母子保健と児童福祉の連絡調整 ● 人材育成 ● 要保護児童対策地域協議会への参加および調整 ● こども家庭センターのサポートプランの内容と要保護児童対策地域協議会における支援計画の整合性を図る業務
福島県 喜多方市	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合同ケース会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> 子ども子育て庁内連携会議 月1回の開催 主担当として会議の進行管理を実施（こども課、保健課、学校教育課、社会福祉課の担当者が集まり協議） 母子ケース検討会 月1回の開催 要保護児童対策地域協議会個別検討ケースについて事例提供を実施し支援について共有を図る（保健課主催の検討会に参加。会津保健福祉事務所職員も一緒に協議） ● サポートプラン作成のアドバイス及び進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時に使用するサポートプラン様式については、子育て世代包括支援センター担当職員と一緒に検討。妊娠届出時に今後の妊娠出産のイメージがつかやすいように配慮し、今後の支援方法や利用できるサービスについても一覧で見ることができるように工夫をしている。伴走型相談支援事業の一環として妊娠中期に妊婦全員にアンケートを実施し現在の体調や不安の有無を確認しながら、必要時面接や電話相談等を実施している。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象者の進行管理 要保護児童対策地域協議会個別ケースについては年 4 回の実務者会議で進行管理の確認を実施している。 ● 母子保健と児童福祉の連絡調整 合同ケース会議の記載のとおり。 ● 人材育成 こんにちは赤ちゃん訪問委託者（在宅看護師や助産師）に向けて年 1 回、研修会を実施している。 ● 要保護児童対策地域協議会への参加および調整 要保護児童地域協議会事務局として参加している。また福島県主催の研修会へも参加し自己研鑽に励んでいる。
<p>沖縄県 中城村</p>	<p>期待する役割としては、調整・コーディネートに資する部分大きい。 母子保健に関する支援内容を客観的な視点で評価してもらえるのであれば、安心して仕事に向き合うことが出来るようになるのではないかと。 想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健に関する支援内容の評価（また、必要に応じて、支援内容の見直し） ● 関係機関との調整、関係性の構築・維持 ● 複雑な事案に対する役割分担の整理・差配 など
<p>宮崎県 日南市</p>	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健と児童福祉の連携調整 ● 合同ケース会議の開催 ● 要保護児童対策地域協議会への参加
<p>三重県 伊勢市</p>	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サポートプラン作成のアドバイス及び進捗管理 ● 地域資源の開拓 ● 合同ケース会議における母子保健と児童福祉の連絡調整 <p>特に、一体的な運用が求められる、特定妊婦に関しては、母子保健（母子保健係）と児童福祉（こども家庭相談係）の連携を円滑に行う役割を担っている。</p>
<p>宮崎県 延岡市</p>	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ケース対応の調整 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要フォロー妊婦の台帳と母子保健カードの確認

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 母子保健の養育的な問題のある家庭についての記録の確認 ➤ 児童福祉の記録の確認 ➤ 母子保健と児童福祉のコーディネート ➤ ケース対応のアドバイス、マンパワーの調整 ➤ 他機関、他課との調整（困難ケース） ➤ 困難ケースの対応 ● 合同ケース会議（母子保健と児童福祉の合同会議）の開催 ● 進行管理会議（児童福祉単独の会議）の開催 ● 要保護児童対策地域協議会事務局のサポート ● ヤングケアラー対応について委託先との調整 ● 虐待対応予防を見据えた貧困対策、見守り強化事業等の調整 ● 虐待予防のための施策について、他機関・他課との調整
<p>三重県 桑名市</p>	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全体のマネジメント 母子保健・家庭支援系のセンター長補佐や発達支援の室長に対しスーパーバイズをしつつ、現場の動きについては任せることも多い。 ● 母子保健と児童福祉の相互理解の推進 当初は、虐待などのハイリスクへの対応を担う、家庭支援係中心に考えていた部分があったが、母子保健系の思いを聴くためにも、年 1 回以上は、職員と 1 対 1 でミーティングを行うこととして、職員の意見を踏まえた調整を行っている。 ● 支援対象者の進行管理 毎朝ミーティングを実施。ケースの情報共有や進行管理を行う。 ● 人材育成 ワーカーのアセスメント力をつけるため、月 1 回アセスメント力向上会議を行っている。児童精神科医がアドバイザーとして参加することもある。1 事例 30 分くらいかけてケース検討を行う。 ● 地域資源の開拓 桑名市は民間の NPO 法人の動きも昔から活発であり、いろいろなロールモデルがある。そのこともあってか様々な団体が、相談に来る。心がけていることとしては、子どものためになるのであれば、ある程度柔軟にできるところはやりたいと思っている。現場にも訪問しながら、関係構築に努めている。
<p>静岡県 藤枝市</p>	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合同ケース会議の開催 ● 母子保健と児童福祉の連絡調整

	<p>施設分離型のため、本庁と保健センターを行き来している。また、それぞれ課に自席を設けてある。リスクに合わせて3課が関わるため、どの課が支援の主体になるのかを整理するため、支援フローを見える化し関係課の調整を行う。母子保健と児童福祉の連携の機動力を高めるために、顔の見える関係性を重視している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成 センターの取組みについて、職員研修の機会に説明を行うとともに、サポートプランの内容の検討も併せて進めている。 ● 地域資源の開拓 担当者と現場に出向き、様々な声を聞きながら、事業化できるものについて検討している。 ● 必要に応じて母子保健・児童福祉の家庭訪問に、統括支援員が同行 ● その他 サポートプラン作成のアドバイス及び進捗管理。こども家庭センターのサポートプランの内容と要保護児童対策地域協議会における支援計画の整合性を図る。
東京都 日野市	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合同ケース会議の開催 ● サポートプラン作成のアドバイス及び進捗管理 ● 支援対象者の進行管理 ● 母子保健と児童福祉の連絡調整 ● 人材育成 ● こども家庭センターのサポートプランの内容と要保護児童対策地域協議会における支援計画の整合性を図る業務
東京都 府中市	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個別の困難事例や緊急対応の方針の確認及び経過報告を受けるとともに、母子保健係の支援しているケースを含め、すべてのケースが会議等で進行管理が確実に行われているか確認すること。 ➢ 母子保健係と相談担当と一緒に受け持つケースについて、それぞれの機能を発揮して支援を行っているか確認し助言すること。 ➢ 保護者及びこどものニーズを把握し支援しているか、こどもの心身及び社会的健康に資する支援であるか。 ➢ ケースに応じて適切な関係機関が関わり支援しているか。 ➢ 母子保健、児童福祉の支援の質を向上させるためにレベルアップが必要な事項について評価し、計画的に研修を実施または受講を進めること。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こどもと家庭の支援に必要なサービスについて、国や東京都の動向を踏まえ、事業化すること。 ➤ 関係機関調整と支援ネットワークの充実を図ること。
千葉県 松戸市	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健と児童福祉の連携調整 令和6年度に向けた母子保健と児童福祉の一体的組織運営に関するプロジェクトを主催。母子保健と児童福祉での連携支援が必要なケースについて相談を受け対応。 ● 合同ケース会議の開催 特定妊婦及び母子保健から児童福祉への通告時に開催。令和6年度より上記に加えて月2回程度開催予定。合同ケースの選定、進行、取りまとめ及び進捗管理。
山口県 山口市	業務内容を検討中。
大阪府 豊中市	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健と児童福祉の連携調整 母子保健と児童福祉の双方の知見・アセスメントの共有に関するスーパーバイズを担っている。統括支援員が、合同ケース会議案件とするかの判断等に関する連絡・相談を受けた場合には、ケースの状況を把握するとともに、児童福祉の視点でもリスク判断をしたうえで、合同ケース会議に上げるかを決定する。 ● 人材育成 統括支援員の取組としては、OJTを中心とした人材育成を実施する予定である。市としては、児童相談所の開設を意識して、研修の企画・開催を行っており、今後、児童相談所とはぐみセンターの合同研修も検討している。 ● 地域資源の開拓 今後、サポートプランを策定し各ケースのニーズを把握する過程で特にニーズの高かった支援や、市のこども政策を検討する際に実施している市内の子育て家庭へのアンケート調査からニーズが高かった支援について、統括支援員を中心に必要性等を検討する予定。事業化が必要となった際には、こども支援課を中心に事業企画・庁内調整を実施する。過去には、こども相談課にて企画し、高齢者福祉部門・障害者福祉部門ですでにサービス提供を依頼していた家事支援事業所と連携し、ネグレクト家庭等でも活用できるような「家事支援サービス事業」を開始した実績がある。 ● 合同ケース会議の開催進行 ケース検討で対応に迷った場合は、統括支援員と相談して決めるようになり、組織改正前より、判断と対応が円滑になった。

宮城県 仙台市	業務内容を検討中。
神奈川県 横浜市	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別支援における母子保健、児童福祉双方の総合調整 ● サポートプランの作成に関する助言・管理 ● 地域資源のネットワーク化・開拓に関するマネジメント
岡山県 倉敷市	<p>想定される業務は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合同ケース会議の開催 ● サポートプラン作成のアドバイス及び進捗管理 ● 支援対象者の進行管理 <p>特に特定妊婦について、市全体での登録状況や支援の進捗状況を確認している。そのうえで、担当保健師とどのように連携していくかなど具体的な動きについて一緒に考えていくなどしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健と児童福祉の連絡調整 <p>母子保健の会議に毎回出席し、現状や課題を共有しつつ、調整を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成 <p>母子保健と児童福祉の両者が参加する研修会を実施している。 内容：事例検討を通じて、アセスメントの視点や支援のあり方などのスキル獲得 地域にある資源や相談を受ける際に必要な知識の習得など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その他 <p>サポートプランや地域資源の開拓についても役割として位置付けられているが、これから頑張っていきたいと思っている。また、健康づくり課の企画調整 担当を兼務しているため、両部門の更なる連携強化にむけ、事業間の体制づくりの相談等を実施している。</p>
京都府 京都市	業務内容を検討中。

図表 30 各回の議題

開催回	議題
第 1 回	(1) 本検討委員会の開催概要について (2) 統括支援員の専門性の検討・整理方針案について (3) 自治体アンケート調査項目案について
第 2 回	(1) 自治体アンケート実施状況について (2) プレヒアリング結果速報及び今後の方針について (3) 統括支援員の役割・専門性の検討・整理方針案について
第 3 回	(1) 基礎研修シラバス案について
第 4 回	(1) 自治体アンケート調査結果について (2) 統括支援員基礎研修_各科目の教授概要(案)について (3) 研修動画撮影スケジュールについて (4) 最終報告書(素案)について
第 5 回	(1) 最終報告書について

2.5.2 開催結果

検討委員会を開催した結果、以下の助言をいただいた。

シラバス（研修カリキュラム）案方針に関すること

（基礎研修の形式）

- ・ 限られた研修時間であるため、統括支援員ならではの機能や知識に焦点を絞る等盛り込む内容は特定・整理していく必要がある。優先順位としては、制度的な部分をなるべく少なくし、本質的なところに絞っていく必要があると思う。
- ・ 1時間半のオンデマンド研修は長いため、1コマあたりは1時間以内にまとめることが必要。
- ・ 組織マネジメント、コミュニケーションスキル、ファシリテーション、スーパーバイズの方法、ネットワーキング、サポートプランの作り方などは、オンデマンドで学ぶには限界があるため、動画作成の際は何らかの工夫が必要。オンデマンドで伝えられないもの、獲得できないものは、その後の研修等につなげていくことが大切である。
- ・ 統括支援員だけが見られる状態にすることはもったいないように考えられるため、こども家庭センターの人も見てよいのではないかと。視聴方法なども検討してほしい。

（基礎研修の内容）

- ・ 相談支援の全体の流れについて統括支援員が理解したうえで、付加的な知識を身に付けることが出来るような研修内容が重要であるとする。
- ・ ソーシャルワークの全体像を理解するための研修ができればよい。
- ・ こども家庭ソーシャルワーカーとの棲み分けを検討してほしい。

（基礎研修以外）

- ・ こども家庭センター設置に係る周知方法について何らかの工夫が必要。
- ・ 実務研修については、都道府県の研修企画者と優秀なファシリテーターの両者が参加を促す形式を検討してほしい。
- ・ 統括支援員の資質を有する人材が不足しているため、戸惑いのある自治体もある。説明すると分かっていたことが多いため、説明会の開催などを検討していくことが必要。

統括支援員の専門性の検討・整理方針案に関すること（初期仮説に対して）

（専門性総論）

- ・ 組織運営をする際にリーダーシップのあり方（姿勢、価値観）が問われるため、専門性として追加したほうがよい。
- ・ 統括支援員には、どのように専門職連携を推進するべきかという観点が必要であるため、ケース検討会議をファシリテートする等の能力開発を研修に盛り込んでいくことが必要。

- 専門性は、組織のマネジメント、ケースマネジメント、連携のマネジメントの3種類に分類し、読み手にとって分かりやすく補足していく形式が望ましいのではないか。
- 専門能力の構成から考えると、まず個人・家族の課題理解から始まり、組織、ネットワーク構築という流れに進めることが基本形となる理解であるため、並び順を考慮してほしい。
- 専門能力獲得のゴールを設定するのであれば、段階的な目標設定も必要だと考える。統括支援員に配属された当初の専門能力と、実践を積んでいく中で獲得してもらいたい能力は異なるように思う。今回は、配属当初に育成研修を受講することにより、「必要最低限獲得するべき専門能力」を獲得するという理解。
- 専門能力の獲得状況を第三者に評価してもらう体制が必要と思われる。統括支援員相互のネットワーク体制の構築、その中での評価の仕組みづくりが必要ではないか。

(マネジメント能力)

- 「マネジメント」について、職員が働きやすくするという観点で、全体のメンタルヘルスやスーパーバイザーの体制整備という視点を含めてほしい。
- 「組織内連携の推進の実務」の到達目標については、統括支援員は連携・協働の実践者ではなく、それらが実現できるようマネジメントする立場であるため、「連携・協働のための必要性を理解し、組織内調整（マネジメント）ができる」という記載が適切と考える。

(母子保健・児童福祉の基礎知識)

- 「母子保健の基礎知識」において「妊娠、出産、子育て期の家族・予防への支援」という観点が必要。
- 虐待を受けたこどもの心理面への理解も重要。
- 「母子保健の基礎知識」「児童福祉の基礎知識」について、事業の説明能力に関する要素を含めてほしい。
- 「児童福祉の基礎知識」について、発達の支援、不登校、いじめなど、教育の中で発生する問題について追加してほしい。
- こどもの権利についても追加したほうがよい。
- 発達全般について学んでほしい。小児期の逆境体験がどのような影響をもたらすのか、こどもの発達を促す保護因子、アタッチメントとトラウマの問題、喪失体験については追加してほしい。
- 母子保健の観点では、過去を踏まえて、親子と信頼関係を築いていくことが非常に重要である。どのように信頼関係を構築していくのか、対峙していくのかというソフト面の強化が重要である。
- 母子保健の観点では、思春期の発達も基礎的な知識としていれていただきたい。
- こども家庭センターの設置理由を統括支援員に理解していただきたい。
- 児童福祉の制度・実践として、虐待以外のこども全体の支援を要素として盛り込んでほしい。
- 子ども虐待対応の手引きの8つの原則については、児童相談所に向けた内容であるため、外してよい。

(予防からハイリスク支援までの一連の流れへの理解)

- 市区町村が実施する家庭支援においては、相談支援の全体的な構造を理解していることが重要である。
- 「予防からハイリスク支援までの一連の流れへの理解」の「予防からハイリスク支援まで幅広く対応する能力」とあるが、虐待に至ったケースを含めてほしい。
- 「予防からハイリスク支援までの一連の流れへの理解」として、問題点の指摘だけにならないよう、信頼関係を構築するための方法、支援の姿勢などの重要性について記載してほしい。
- 児童相談所や地域子育て相談機関から連携される事例を、必要に応じて、関連機関にケースカンファレンスとして展開する調整力も必要。
- 関係機関それぞれのミッションや限界、目的の理解を到達目標に含めてほしい。
- 専門職間の共通理解が重要である。
- 「母子保健と児童福祉の一体的支援」のためには、母子保健と児童福祉それぞれの役割や専門知識を得ることが重要であると思われるが、一方で両分野を別々に学ぶだけでは、求められる専門能力を養うことはできないと思われる。一体的支援の目的は、複雑困難な課題を抱える家族を支援するため、それぞれの家族構成員の抱える潜在化・顕在化した課題（母子保健、児童福祉両領域にわたるもの）を構造的に捉え、適切に対応するためと考える。このような「家族を構造的に捉え支援策を考えるために、母子保健、児童福祉の視点を統合する」という要素を到達目標の中に含めてほしい。
- 複雑困難な事例としては、家族構成員に精神疾患や障がいのある方が含まれる場合が非常に多いと感じており、これらに関しては専門的な知識、理解が非常に重要であるため、研修に必ず入れてほしい。
- 【児童福祉】の枠組みの中では、社会的養護後の家族再統合支援が子ども家庭総合支援拠点の役割として既に入っているため、統括支援員には、児童相談所、施設との連携による家族再統合支援の調整・スーパーバイズの役割も求められるため、これらの内容も含めてほしい。

(支援に活用できる社会資源の開拓)

- 「支援に活用できる社会資源の開拓」について、ポピュレーションアプローチの観点やNPO・一般企業との連携についても言及してほしい。
- 「支援に活用できる社会資源の開拓」として、小児科医や法医学との連携方法、既存資源の利用について触れてほしい。
- 「支援に活用できる社会資源の開拓」について、地域におけるマネジメント（こども・家族を守るセーフティネットの構築）という視点を追加してほしい。
- 支援を適切に実施していくためには、家族背景を含めたアセスメントが重要となるため、その点追記してほしい。
- 小学校以降の社会資源の開発は強調したい。
- 地域に不足する社会資源をしっかりと分析し、資源をアセスメントし、地域間での協働を実践することによって、地域資源の開拓を理解していくことが必要。

- ・ 地域資源の把握については、①領域・分野 ②エリアという縦・横の分析が必要となる。地域分析（社会資源がある・ないだけではない）を的確に進め、関係機関や地域のキーパーソンにアプローチする「地域協働の力」を養う必要がある。

（支援のモニタリング、評価、見直しに関する一定の判断能力）

- ・ アセスメントを実施するうえで、母子保健と児童福祉の双方について、こどもの発達に関して理解しておくべき知識を追記してほしい。
- ・ センター長・統括支援員には、資源開発のほか、各施策を組み合わせた新たなサービスの創出の能力が求められるため、その点を追加してほしい。
- ・ 母子保健と児童福祉双方の業務に対して十分な知識に加えて、アセスメントの知識が必須のため追加してほしい。
- ・ アセスメント実施に際して、人間理解の基本を学ぶのが望ましい。
- ・ マネジメント・ファシリテート・その基盤となるアセスメントの知識は重要と考える。
- ・ こども家庭センターで統括支援員がスーパーバイズを行っていく際にも家族の構造的問題を多角的にアセスメントしてスーパーバイズできることが重要。メンタルヘルスの課題が多く含まれているため、メンタルヘルスの課題をしっかりと捉えながら家族の構造的な課題をしっかりと多角的に見るといった内容を含めるとよい。
- ・ サポートプランを中心に据えながらマネジメントを行うことが重要。サポートプランを作るだけでなく、評価、改善するプロセスをリードする力が統括支援員には求められる。手交に関する合意形成のプロセスや評価についても追加が必要。
- ・ ケースマネジメントの理解を深めることが必要。
- ・ 統括支援員に求められる重要な役割としてスーパーバイズがあると思うが、スーパーバイズの理解やスーパーバイズを実施する上でのポイント等も盛り込んだほうがよい。
- ・ こども家庭センターの取り組みとして、サポートプランの活用は重要であると考えており、その管理・運営上の中心的役割は統括支援員が果たすことになる。サポートプランを作成するだけでなく、実施・評価を円滑に行い、再計画の立案に至るマネジメントを行うことの記載が必要。
- ・ プランの作成、決定を対象者と共に行うという「合意形成プロセス」を進めていく際の、指導、助言方法の研修も必要。
- ・ サポートプランの目的、位置付けにも依るが、支援プロセスの評価をマスとして行っていくのであれば、統計的な評価方法も研修に含める必要があるように思う。

基礎研修シラバス案に関すること

（専門性①組織内の連携基盤）

- ・ こども家庭センターの機能について、ガイドライン等にはソーシャルワークの中心的な役割を担うということが記載されているが、ソーシャルワークの機能について触れていただく必要があるのではないかと。
- ・ 組織内連携に関して、連携がうまくいかない事例や職種間の葛藤も記載されているが、ポジティブな要素を入れてほしい。

(専門性②母子保健の制度・実践／専門性③児童福祉の制度・実践)

- ニーズアセスメント、リスクアセスメントという言葉の使い方は慎重にしてほしい。
- ポピュレーションアプローチ＝母子保健のような印象を与えるが、児童福祉もポピュレーションアプローチ（保育所等）が多数存在している。実際に細かくサポートプランを作成しようとする、保育所入園の支援や経済的困窮に対する支援もプランに入ってくるため、そのような児童福祉の知識も統括支援員の方に理解していただく方がよい。
- 虐待でもネグレクトをもう少し手厚くしてほしい。少し年齢が上がったこどもは児童相談でもあがってこないためどのように対応するか検討しても良い。
- 育児上生じやすい心身の状況、産後うつ、こどもの健やかな発育・発達、体重増加不良等の観点を入れてほしい。

(専門性④支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓)

- 小規模な市区町村の場合は子育て支援の資源もまだまだ不足しているところがあり、家庭福祉の範囲で考えると社会資源を見つけられないこともあり得る。このため、他分野の社会資源を活用していくことも重要と思う。
- 地域の相談機関の設置も統括支援員の役割範囲と思われるため、これらの観点を研修に含めるべきかどうかも検討してほしい。

(専門性⑥アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点)

- サポートプランは作成するだけでなく、合意形成を図っていくことが重要である。どういうところに着目しながら合意形成を図っていくかを記載できるとよい。また、対象者と振り返りを行うことも重要だと考えられるため、これも含めたプロセスを検討いただきたい。
- 前思春期くらいにおきる不登校や自傷や非行などの課題を理解しておく必要がある。
- 専門性②と関連するが、専門性⑥に統合されてアセスメントとして一体的に構成される方が良い。
- ニーズを見ていく前に相手の強みを理解したり子供や家族の意向を聴いたり対話を行いながらアセスメントしていくことが重要である。
- 見守りとモニタリングをしっかりと分類して整理していくことが必要。

自治体アンケート調査結果に関すること

- 統括支援員の職種について分析してほしい。
- 外部人材（児童家庭支援センターから出向する等）を統括支援員として活用しているのか把握したい。
- 統括支援員として主担当を母子保健の保健師が担い、副担当を児童福祉の社会福祉士が担い、お互いに話し合いながら進めていきたいという自治体もあると聞くため、そのような情報も収集してほしい。

自治体ヒアリング調査結果に関すること

- ・ 現状の予算で常勤の統括支援員を雇用しているのかどうかを確認してほしい。
- ・ ケースのフロー図や実施要項を確認すると参考になるのではないか。
- ・ 人材育成の一環として、統括支援員が研修を実施されているのかどうか把握したい。
- ・ 組織でいう「リーダーシップ」の部分について、文化づくりが統括支援員の重要な役割である。その点を把握してほしい。
- ・ 統括支援員の価値観、意向、態度、姿勢を聞いていただきたい。困難事例に対して統括支援員がどのような対処をされたかなど、精神や知的障がいなど個別に事例を挙げて質問する形式が望ましい。
- ・ 合同研修の開催は統括支援員の役割になると考えられるが、自治体の理解を確認したい。
- ・ 一体的な支援の中で自分がどのような役割を担っていると考えて行動しているのかを確認してほしい。
- ・ 組織内の調整マネジメントを行う際に、どのようなことを大切にしているのかを確認してほしい。
- ・ 配属先による影響を受けている可能性もあるため、組織の中でどのようなポジションに配置されているかを確認してほしい。
- ・ ジョブローテーションをどのように考慮して運営しているのかを確認してほしい。
- ・ 小規模な市区町村の場合、事務方の意識が重要なため、事務方の意識について確認してほしい。
- ・ 可能であれば実際に統括支援員を担っている方に確認してほしい。
- ・ 統括支援員には、一体的支援をどのように理解し業務に従事されているのかを確認してほしい。
- ・ 地域資源の開拓でどうということをお考えか確認してほしい。
- ・ 保健師、社会福祉士、事務職がそれぞれどのような専門職であるのか、バックグラウンドを確認いただきたい。
- ・ 母子保健、児童福祉のみならず、発達支援の部分、障がい児の部分に悩んでいる自治体も多いため、その点についても確認いただきたい。
- ・ 統括支援員自身へのヒアリングをお願いしたい。特に統括支援員として活動している方には、活動を通じて得られた変化についてコメントをいただきたい。変化がなかった場合には何が要因であったのかを確認していただけると良い。

2.6 シラバス検討ワーキンググループ

2.6.1 開催概要

シラバス（研修カリキュラム）、研究教材の作成にあたり、母子保健・児童福祉に関する研修に知見を有する有識者等から助言を受ける場として、シラバス検討ワーキンググループを設置し運営した。実施概要（図表 31）を以下に示す。

図表 31 実施概要（検討委員会）

開催日時	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回：2023年11月15日 13:00～14:30／2023年11月16日 18:00～20:00 ● 第2回：2023年11月29日 12:00～14:00
開催方法	オンライン会議
出席者 (50音順)	<p>【有識者委員】</p> <p>中垣 真通氏 子どもの虹情報研修センター 研修部長</p> <p>三木 馨氏 西日本こども研修センターあかし 研修事業課長</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>浅川 のぞみ氏 西日本こども研修センターあかし</p> <p>稲垣 紀夫氏 西日本こども研修センターあかし</p> <p>こども家庭庁 支援局虐待防止対策課</p> <p>【事務局】</p> <p>KPMG コンサルティング株式会社</p>
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修の各科目のシラバス（研修カリキュラム）検討 （時間、実施形式、研修の詳細な進め方、研修講師候補の選定等） ● 研修教材作成にあたってのアドバイス

2.6.2 開催結果

ワーキンググループを開催した結果、得られた助言のうち、主要なものを一部以下に示す。

シラバス（研修カリキュラム）について

（全般）

- ・ 実務者からの報告を多く取り入れ、現場が共感できるような内容にできるとよい。
- ・ オンラインで集中できるのは 20 分位なので短時間で複数に分割するなどの工夫が必要。
- ・ 事例や対談形式を取り入れて、より実践的なものにできるとよい。
- ・ 基本的にはこども家庭センターのガイドラインの内容を理解した上で、内容に沿った講義をお願いできるとよい。
- ・ 説明内容の重複は回避する。

（各論）

- ・ 「児童虐待対応の流れ」については、ポピュレーションアプローチとハイリスクの観点を踏まえた事例を活用しつつ、多様なケースを示しながら説明していくことが重要。
- ・ ニーズやゴールを共有することがアセスメントの目的であることを、何等かの形で示していくことが必要ではないか。

研修教材について

- ・ 多人数に受講証明を発行する場合、システム化等の対応が必要。
- ・ 講師に企画趣旨を説明することを前提に、資料・内容は一任する方針。ただし、講師の方が判断に迷うような場合にガイドは実施。

2.7 検討結果

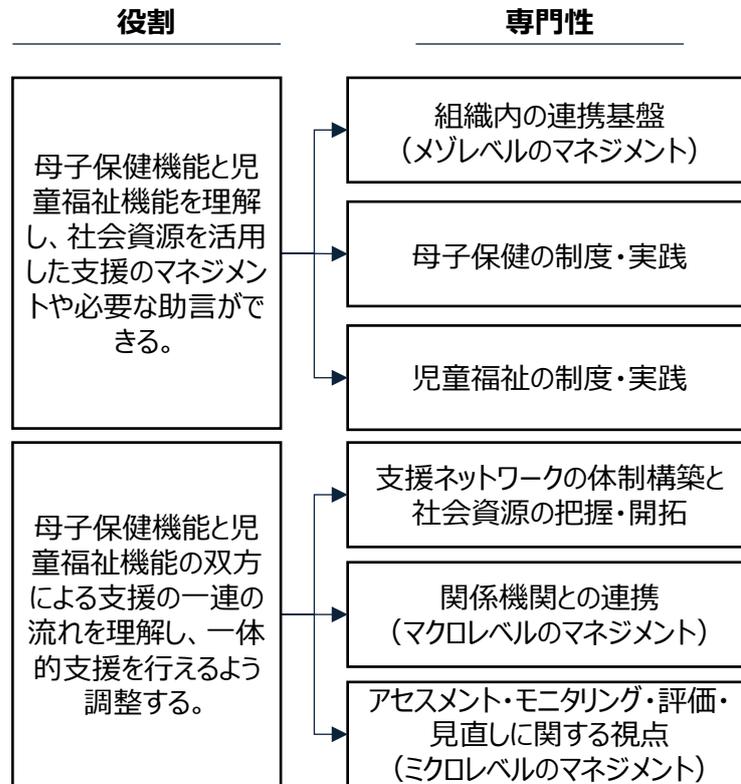
2.7.1 統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等の整理

これまで述べてきたように、統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等については、文献調査を通じ議論のたたき台となる初期仮説案を作成し、検討委員会等で議論を行い、整理を実施した。

まず、「統括支援員が果たすべき役割」として「①母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる」「②母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する」の2点を定義した。

そして、「①母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる」ために求められる専門性としては「組織内の連携基盤（メゾレベルのマネジメント）」「母子保健の制度・実践」「児童福祉の制度・実践」の3つを、「②母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する」ために必要な専門性としては「支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓」「関係機関との連携（マクロレベルのマネジメント）」「アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点（マイクロレベルのマネジメント）」の3つを設定した。図表 32 に示す。

図表 32 統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等



2.7.2 シラバス（研修カリキュラム）

前述の「統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等の整理」をもとに、「科目」「到達目標」「細目」「内容」「実施形式」を文献調査、検討委員会、シラバス検討ワーキンググループ、講師候補との協議等を通じて検討した。その検討結果を図表 33 に示す。

図表 33 研修カリキュラム（シラバス）

役割①母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる

専門性① 組織内の連携基盤

<基礎研修として受講いただく科目>

- ・ 統括支援員の役割／組織内連携が必要となる背景
- ・ 組織内連携の推進の実務

<到達目標>

- ・ 母子保健機能と児童福祉機能それぞれに求められる役割を説明することができる
- ・ こども家庭センターの設立の背景及び法的根拠を述べるができる
- ・ 母子保健と児童福祉の両機能からなるこども家庭センターの体制を説明することができる
- ・ 母子保健と児童福祉による一体的支援の全体像・在り方を説明することができる
- ・ こども家庭センターに配置される各職種の背景・援助観・強みを説明することができる
- ・ 母子保健と児童福祉の両機能が主体的に連携する必要性を説明することができる
- ・ 合同ケース検討会議における統括支援員の役割や関与の在り方を説明することができる
- ・ 機能間・職種間での葛藤が生じる背景や対応方法を説明することができる

科目	時間	細目	内容	実施形式
統括支援員の役割／組織内連携が必要となる背景	30分	こども家庭センター・統括支援員の制度的位置づけ・意義・機能	これまでの児童福祉と母子保健の歴史を踏まえつつ、こども家庭センターの設置の背景と法的根拠及び目的・必要性を学ぶ。また、統括支援員の制度的位置づけ、意義・機能について学ぶ。	講義
	20分	母子保健と児童福祉の連携における課題とこども家庭センターに期待される機能・役割	母子保健と児童福祉それぞれの実務において、よくみられる連携上の課題や専門職種においてみられる心理的ハードルについて知る。そのうえで、双方の強みを生かした連携のためのこども家庭センター・統括支援員に期待される機能や役割の一例を理解する。	講義 対談
	15分	こども家庭センターに配置される職種	保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等のこども家庭センターへの配置が見込まれる主要な職種が実施する対象家庭への支援（ソーシャルワークの機能／等）について触れ、それぞれが有している強み・援助観を理解する。	講義

科目	時間	細目	内容	実施形式
	35分	母子保健と児童福祉の連携への期待	母子保健と児童福祉が個別に支援する限界や課題を整理したうえで、両機能の連携に期待されることを理解する。	講義 対談
組織内連携の推進の実務	20分	母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の全体像と組織の在り方	母子保健と児童福祉による一体的支援を実施する際の、目的・意識・留意点等の全体像と、それを実現するための体制や運営方法など組織の在り方を学ぶ。	講義
	20分	母子保健機能と児童福祉機能の一体的支援における全体の流れ・統括支援員の関与の在り方	母子保健と児童福祉による一体的支援について、抽象化した事例をもとにした支援全体の流れ、そこでの統括支援員の関与の在り方（連携のためのファシリテーションを実施する必要性／等）を学ぶ。	講義
	30分	機能間・職種間での強みを生かした連携方法	一体的支援を行った経験を踏まえ、母子保健と児童福祉の各職種が有している援助観について振り返り、双方の違いを理解し、強みを生かした連携事例について具体的に学ぶ。	講義 対談
	20分	子ども本人・家族との信頼関係構築の重要性、手法	有効な支援を実施するために子ども本人・家族と信頼関係を構築することの必要性と具体的手法を学ぶ。	講義

役割①母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる

専門性② 母子保健の制度・実践

<基礎研修として受講いただく科目>

- 母子保健の理念と制度
- 母子保健活動の実務

<到達目標>

- 母子保健の理念、役割、制度、支援対象を述べることができる
- 母子保健における今日的な課題や地域の課題を説明することができる
- 妊娠期からの切れ目のない支援の趣旨や目的を述べるができる
- 母子保健の各種事業の効果的な利用方法を説明することができる
- 妊娠・出産・子育ての各ライフステージにおける活動を述べるができる
- 各種事業を通じた支援対象家庭の早期把握と対応の方法を説明することができる
- 周産期の母体・妊産婦の状況について説明することができる
- 乳幼児期・学童期・思春期の発育、発達について説明することができる
- こども本人・家族との信頼関係構築の重要性、手法について説明することができる
- 児童福祉との連携による支援方法を説明することができる

科目	時間	細目	内容	実施形式
母子保健の理念と制度の理解	30分	母子保健の理念、役割の理解 母子保健におけるこども虐待の予防と児童福祉との連携	妊娠・出産・子育ての各ライフステージにおける保健活動、すべての妊産婦、乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチの考え方を学ぶ。 母子保健におけるこども虐待の予防に関する支援の基本的理解（これからのこどもの発育発達を踏まえての支援、予防的観点での支援、医学的知見を用いた支援、児童福祉と母子保健の援助観の違い等）と児童福祉との連携の必要性について理解する。	講義
	30分	周産期の母体の変化 妊産婦の理解 乳幼児期の発育、発達	妊娠期・周産期の母体の変化や産後うつ等のメンタルヘルスの支援の必要性について理解する。 乳幼児期・学童期・思春期それぞれのこどもの健やかな発育・発達、生活習慣と育児上で起こりやすい問題（親が感じる子育て上での葛藤とこどもに対する対応での困りごとなど）、こどもにおこりやすい問題（発育上の課題、学童期・	講義

科目	時間	細目	内容	実施形式
			思春期にこどもが抱えやすい心理的課題など)やその支援について学ぶ。	
母子保健活動の実務	30分	妊娠期からの切れ目のない支援	母子保健事業の全体像、地域における母子保健体系、各事業の趣旨や目的を学ぶ。	講義
	30分	家族が抱える課題に応じた支援方法	家族が抱える主要な課題及びこどもに与える影響、その状況に応じた家族全体のアセスメント、家族の支援ニーズの把握。	講義
	30分	事例から学ぶ虐待予防の視点に立った母子保健活動の実践と児童福祉との連携	支援対象の理解と妊娠期からの家庭のニーズに合った支援と効果的なサービス（各種事業）の利用方法等について学ぶ（複数事例）。	講義 対談

役割①母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる

専門性③ 児童福祉の制度・実践

<基礎研修として受講いただく科目>

- ・ 児童福祉の理念と制度
- ・ 児童虐待を含むこどもの支援の実務

<到達目標>

- ・ 児童福祉の理念、役割、こどもの権利を述べるができる
- ・ 児童福祉の今日的な課題や地域の課題を説明することができる
- ・ 児童福祉の各種事業の趣旨や目的を述べるができる
- ・ 児童福祉の既存の各種事業の効果的な利用方法を説明することができる
- ・ 児童虐待の定義やその背景について述べるができる
- ・ 虐待によるこどもへの影響と必要な支援を説明することができる
- ・ こどもの貧困・不登校・ヤングケアラーといった、児童福祉の今日的課題を抱えるこどもへの影響と必要な支援を説明することができる
- ・ こども家庭相談の業務とその流れを説明することができる
- ・ 市区町村の役割および児童相談所や関係機関との連携体制を説明することができる
- ・ 要保護児童対策地域協議会の意義と役割を説明することができる

科目	時間	細目	内容	実施形式
児童福祉の理念と制度	20分	児童福祉の理念と役割、制度	要支援児童・要保護児童のみならずすべてのこどもとその生活基盤である家庭のウェルビーイング実現のために制定された法令・制度・関係機関ごとの役割・実践を理解する。 また、児童福祉法・こどもの権利条約、基本的人権やアドボカシーを含めたこどもの権利を守るために、市区町村が果たす役割を学ぶ。	講義
	45分	児童福祉における今日的な課題と取り巻く社会環境およびそれに対応する制度・事業	こどもの貧困、ヤングケアラー、不登校等の児童福祉における課題、社会的養護出身者が抱える課題、18歳を超えるこどもの課題、地域資源の不足等の課題について理解し、その背景となる社会環境を学ぶ。 また、それらの課題に対応する制度・事業を学ぶ。	講義 対談

科目	時間	細目	内容	実施形式
児童虐待を含むこどもの支援の実務	20分	児童虐待の基礎知識と対応の流れ	児童虐待に関する理論、児童虐待防止法・児童虐待防止マニュアル等に規定された児童虐待の捉え方・類型・派生する論点（マルチリートメントなど）について学ぶとともに、リスクの発見（母子保健活動の過程で発見される事例を含む）に対応する一連の流れ、関係機関の権限・役割（児童相談所の取りうる措置等）を確認する。	講義
	40分	生きづらさを抱えた子どもと、その家庭・保護者への支援	親の成育歴・アディクション・DV 被害等や子どもの発達状況等の児童虐待の背景となる主要因について理解し、児童虐待が子どもに与える影響として、トラウマ・逆境体験・喪失体験などによる課題（愛着障がい・虐待的人間関係の再現傾向等）、ネグレクトによる影響等について知る。 また、これらの課題を抱えた子どもが回復する過程、肯定体験（PCE）がもたらす影響や、家庭全体への支援方法を学ぶ。	講義
	20分	事例から学ぶ 児童福祉活動から母子保健へ円滑に連携できた事例	母子保健で把握したリスクを共有する場面、ニーズも含めたアセスメントを確定する場面、両機能の資源やサービスを支援計画内で位置づける場面など、一体的支援に至る過程を場面別に学ぶ。	講義 対談

役割②母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する

専門性④ 支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓

<基礎研修として受講いただく科目>

- ・ 関係機関との連携に必要な視点
- ・ 社会資源の把握・活用・開拓に必要な視点

<到達目標>

- ・ こども家庭支援に関わる関係機関の目的や役割を述べるができる
- ・ 関係機関によるネットワークの意義や機能を説明することができる
- ・ 地域課題に対応するにあたって地域づくりに関与する重要性を説明することができる
- ・ 地域課題に対応するにあたって日ごろの業務との関連を説明することができる
- ・ 地域内の社会資源の把握方法を説明することができる
- ・ 身近なところから地域資源を開拓する視点やヒントを説明することができる

科目	時間	細目	内容	実施形式
関係機関との連携に必要な視点	20分	こども家庭支援に関わる関係機関との連携	地域子ども・子育て支援事業、こども食堂、教育委員会・学校、家や学校以外のこどもの居場所、医療機関、障がい児支援、地域子育て相談機関／等のこども家庭支援に関わる関係機関との連携について事例を通して学ぶ。	講義 対談
	25分	こども家庭支援に関わる関係機関と連携したケースマネジメント	こども家庭支援に関わる関係機関との連携の実例をもとに、マネジメントの責任主体たるこども家庭センターと各種サービス実施主体が連動してケースマネジメントを実践する際の在り方を学ぶ。	講義 対談
	20分	こども家庭支援に関わる関係機関によるネットワークの意義①	乳幼児期から学童期・思春期までのこどもと家庭の支援の中で生じやすい切れ目（組織による切れ目、専門分野（専門性）間の切れ目、年齢による切れ目、相談種別による切れ目）について理解する。	講義 対談
	25分	こども家庭支援に関わる関係機関によるネットワークの意義②	親が精神疾患を有する事例やこどもが発達の課題を有する事例など、複合的な課題を抱えているこども家庭の支援には、各関係機関・各専門職とのネットワーク（専門性④に係る事項）とチームワーク（専門性⑤に係る事項）の必要性・重要性を確認する。その上で、統括支援員の期待役割を理解する。	講義 対談

科目	時間	細目	内容	実施形式
	20分	こども虐待医学の基礎	児童虐待を予防し、または適切な支援につなげるべくリスクを把握するために必要な虐待医学の基礎知識を学ぶ。(不可解な骨折・外傷・やけど、代理ミュンヒハウゼン症候群等)	講義
社会資源の把握・活用・開拓に必要な視点	15分	地域の社会資源の種類	地域の社会資源の種類(フォーマル、インフォーマル、施設、サービス、人材、組織・団体、財源、情報など)を知り、それぞれについて主要なものを学ぶ。(但し、他の科目にて触れたものについては簡易的に説明を行う。)	講義
	40分	地域の社会資源の把握と開拓①	具体的な事例(学齢期以降の事例、地域資源が乏しい地域の事例/等)をもとに、地域の社会資源(保育園、児童館など児童福祉施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設など)を把握する意義と、必要に応じて具体例等を用いながら、把握する情報・項目・手法について学ぶ。	講義
	20分	地域の社会資源の把握と開拓②	また、地域のこどもと家庭のニーズの把握・整理、必要な社会資源の検討、関係者の合意形成、具体的な社会資源の形成、試行、モニタリング・評価といった地域の社会資源の開発に必要な一連の流れについて具体的に学ぶ。 また、地域の社会資源の把握・開拓を行う際の統括支援員の役割・持つべき意識について知る。	対談

役割②母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する

専門性⑤ 関係機関との連携（マクロレベルのマネジメント）

<基礎研修として受講いただく科目>

- ・ 関係機関との連携の基盤
- ・ 関係機関との連携の実務

<到達目標>

- ・ 地域を基盤とした母子保健や児童福祉の関係機関との連携の取組を説明することができる
- ・ 各関係機関との連携の必要性や推進方法を説明することができる
- ・ 関係機関への連絡連携・調整におけるポイントや留意点を述べるができる
- ・ 関係機関とアセスメント・支援目標の共通理解を得る方法を説明することができる
- ・ 支援対象家庭と関係機関との関係構築の在り方を説明することができる

科目	時間	細目	内容	実施形式
関係機関との連携の基盤	30分	支援対象家庭を中心とした関係機関との連携の概要	関係機関とのネットワーキングによる支援対象家庭の把握方法、関係機関間の支援対象家庭のニーズの把握方法、支援対象家庭に対する関係機関との連携の必要性の把握・判断方法、関係機関間の支援対象家庭に対する支援の連絡・調整の概要について理解する。 その際に課題となりがちな専門職間・関係機関間の心理的ハードルについて学ぶ。	講義 鼎談
	30分	こども家庭の支援における関係機関への相談支援	関係機関に対してこども家庭センターが行う支援の概要について、事例を通じて具体的に学ぶ。	講義 鼎談
関係機関との連携の実務	20分	恒常的な関係機関との連携・調整	要対協をはじめ、恒常的に実施する関係機関との連携・調整の優良事例、留意点について、事例を通じて具体的に学ぶ。	講義
	20分	こどもの成長・発達や障がいの特性に応じた支援方法	こどもの成長・発達や障がいに関する主要な課題（不登校、自傷、非行／等）と関係機関の役割について理解する。 また、その課題に応じたアセスメント方法、支援方法、関係機関との連携方法について具体例をもとに学ぶ。	講義

科目	時間	細目	内容	実施形式
	30分	個別ケースの支援のために関係機関間の連携・調整における留意点	個別ケースの支援のために各関係機関との連携・調整を実施する場合に、各関係機関の業務・役割分担や、アセスメント・支援目標の共通理解を得るために必要な工夫・ファシリテーションの方法について、事例を通じて具体的に学ぶ。	対談
	30分	支援対象家庭と関係機関の関係性における留意点	支援対象家庭と関係機関との関係を構築する際に、子ども家庭センターが関係機関と役割分担するなど、留意すべきポイントについて事例を通じて具体的に学ぶ。	講義 対談

役割②母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する

専門性⑥ アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点

<基礎研修として受講いただく科目>

- ・ ども家庭支援の過程（特にアセスメント、ケースマネジメント、モニタリング）
- ・ 合同ケース会議の運営とサポートプランの活用

<到達目標>

- ・ ども家庭支援における一連の基本的な流れを説明することができる
- ・ 生物心理社会モデルの視点に基づくアセスメントの方法を説明することができる
- ・ ども家庭支援の特徴を踏まえたケースマネジメントの方法を説明することができる
- ・ 家庭内の変化を把握するためのモニタリングの方法を説明することができる
- ・ こどもの成長・発達や障がいの特性に応じた支援方法を説明することができる
- ・ 家族のメンタルヘルス上の課題に応じた支援方法を説明することができる
- ・ 合同ケース会議の意義や運営方法を説明することができる
- ・ サポートプランの意義や位置づけを説明することができる
- ・ サポートプランの作成方法や活用方法、モニタリング・評価方法を説明することができる
- ・ サポートプランの作成にあたっての支援対象家庭との合意方法、手交方法について説明することができる

科目	時間	細目	内容	実施形式
ども家庭支援の過程（特にアセスメント、モニタリング）	20分	ども家庭支援の流れ	ども家庭支援について受付からアフターケアまでの一連の流れを理解し、親と子が相談支援の対象となることで生じるども家庭支援の特徴（援助対象のこどもが自発的に主張できないこと、親子のニーズが相反するケースや親訓練など）について学ぶ。	講義
	15分	生物心理社会モデルによるアセスメントについて	多職種連携のモデルとなるといわれる生物-心理-社会モデルについて理解する。 生物-心理-社会モデルを活用したアセスメント方法として、ケースのレポート方法、アセスメントフォーマットと利用方法と留意点、アセスメント技術を高めるための視点、専門職チームの連携方法について学ぶ。 また、アセスメントにおいては、家族のウェルビーイングの向上が目的であり、対象者・関係者との支援のニーズ・ゴールを共有することが重要であることを理解し、そのために有効なアセスメント方	講義

科目	時間	細目	内容	実施形式
			法を学ぶ。	
	20分	家族の包括的アセスメント	母子保健・児童福祉それぞれのアセスメントを行う対象者・場面・タイミングやアセスメントの流れ、アセスメントを行ったあとの業務の流れについて理解する。 特に、情報収集、進行管理の手法、解釈段階におけるニーズとリスク双方についてアセスメントする重要性について学ぶ。	講義
	15分	ニーズアセスメント	支援対象者の強みを理解し、子供や家族との対話を行いながら家族全体のアセスメントを実施する中で、特に児童福祉と母子保健の援助観の違いに留意し、親の生育歴、これまでの生き方などをジェノグラムなどを活用して理解し、親が困っていることを引き出す方法やタイミング等を理解する。	講義
	15分	リスクアセスメント	家族全体のアセスメントを実施する中で、母子保健と児童福祉それぞれのリスクアセスメントツールを活用した家族全体の理解とリスクを有する家庭の把握について学ぶ。 また、リスクアセスメントの結果を解釈し、虐待リスクと虐待予防のための支援ニーズを把握する方法を理解する。	講義
	20分	家庭内の変化を把握するためのモニタリングの方法	支援の検証・評価を実施するために、サポートプランの妥当性、実行度、支援提供の適切性判定、支援対象者の満足度等のモニタリングの観点を理解する。 また、定期的なニーズの再調査・サポートプランの見直しの必要性判断、状況の確認などモニタリング継続の際のポイントを学ぶ。	講義
合同ケース会議の運営方法	15分	合同ケース会議の意義	こども家庭センターでの一体的支援において、合同ケース会議が位置付けられた背景・目的・意義を理解する。	講義
	15分	合同ケース会議の運営方法	合同ケース会議の円滑な運営方法を理解する。具体的には、合同ケース会議の目的と課題	講義 対談

科目	時間	細目	内容	実施形式
			(役割・支援の明確化など)の明確化、有用なレポート作成方法、司会進行・ファシリテーションの概要、情報共有方法などを学ぶ。	
	15分	合同ケース会議におけるファシリテーションの方法	合同ケース会議の円滑な運営のための、効果的な司会進行・ファシリテーションのポイントを理解する。 そのうえで、具体的な司会進行の流れ、良いファシリテーションのために必要なスキル、会議が停滞することが想定される場合とその際の対応方法・工夫などを学ぶ。	講義 対談
	15分	サポートプランの意義や位置づけ	こども家庭センターにおいてサポートプランの作成が義務付けられた背景・経緯・目的・意義・必要性、これまで作成してきたケアプラン・支援計画等との位置づけについて理解する。	講義
	30分	サポートプランの作成・運用の在り方	サポートプランのフォーマット作成、支援対象者に作成の趣旨や目的について十分に説明し、信頼関係を構築したうえでの合意形成を含む作成方法を学ぶ。 また、サポートプラン作成後の活用方法として、手交方法、支援での利用、モニタリング・評価、見直し方法、対象者との振り返りについて事例を通じて理解する。	講義 対談
	20分	合同ケース会議・サポートプランの活用による多職種連携・機関間連携のメリット	母子保健と児童福祉の実務者の立場から、合同ケース会議・サポートプランを用いて多職種間連携・多機関連携を実施した際のメリットについて具体的に学ぶ。	講義 対談

2.7.3 実務研修の実施方法（例）

実務研修は、統括支援員の資質向上のために受講することが望ましい研修のことであり、都道府県での実施を検討いただくもの。

これに関連して、虐待・思春期問題情報研修センター事業として、都道府県内の研修担当者（都道府県内の研修の講師・ファシリテーターを務める実務者及び研修企画担当者）が参加する「指導者養成研修」を、子どもの虹情報研修センターと西日本子ども研修センターあかしにおいて企画しているところ、参考 1、参考 2、参考 3 にこれらの実施概要及び企画担当者インタビュー概要を示す。

これらの参考資料は、両研修センターの指導者養成研修に関する内容であり、実務研修に関する内容ではないが、都道府県での統括支援員に対する実務研修の実施方法（例）として参考になる内容が含まれていると考えられるところ、各都道府県での企画・実施の円滑化に向けて、両研修センターの同意を得て掲載する。

参考 1 子どもの虹情報研修センターの令和 6 年度指導者養成研修の実施概要

こども家庭センター統括支援員 指導者・研修企画者養成研修【オンライン】

1 目的

都道府県等が市区町村のこども家庭センターに配置される統括支援員に対して行う実務研修の企画に必要な内容、視点、考え方等を演習や討議等を通じて主体的に学び、当事者のニーズを踏まえた保健と福祉の協働を推進する統括支援員の資質向上に寄与することを目的とする。

2 対象 都道府県等の研修担当者、ファシリテーターを務める市区町村の実務者、研修企画担当者

3 日程 2024 年 5 月 15 日（水）～16 日（木）

※テスト配信：5 月 13 日（月） 通信状態や機器操作等の確認を行います。

4 方法 Zoom による Web セミナーへの参加

5 内容

	時間	科 目	講 師	内 容
1 日目 午前	10:00 10:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	10:15 11:45	【講義】 こども家庭センターに 求められる役割	有識者	こども家庭センターは子どもや家族にとって身近な支援機関となりうるのか。児童福祉法改正の趣旨やこども家庭センターが設立された経緯、またセンターに求められる役割などを学ぶ。
	11:45 12:15	【グループ討議 1】 自己紹介・機器練習		自己紹介と機器操作の確認等を行う。
	1 日目 午後	13:15 15:15	【演習 1】 支援が必要な家庭の アセスメントとサポート プラン	有識者
15:30 17:00		【実践報告 1】 こども家庭センターの 実践	参加者	受講生からの実践報告を受けた後、現状や課題を踏まえ、これからの子ども家庭支援のあり方等について、グループで討議する。

2 日目 午前	9:30	【演習 2】 協働につながる事例検討 ー子ども・家族に支援を 届けるために	有識者	子どもと家族のアセスメントを深 め、共有し、そして協働のもと支 援を行うには事例検討が欠かせな い。ここでは、演習を通して、協 働につながられる事例検討につい て考える。
	11:30 12:00	【グループ討議 2】 情報交換	ー	各自治体の情報交換を行う。
2 日目 午後	13:00	【演習 2】 関係機関との連携 ーコーディネート役割	有識者	保健と福祉の協働を中心に、子ど もと家族に関わる地域の様々な機 関が協働しながらチームで支援す ることが大事である。ここでは、 統括支援員として機関協働をコー ディネートするにあたり大事にし たいことを学ぶ。
	15:00			
	15:15	【実践報告 2】 こども家庭センターの 実践	参加者 コーディネーター	受講生からの実践報告を受けた 後、現状や課題を踏まえ、これか らの子ども家庭支援のあり方等 について、グループで討議する。
	16:45			
	16:45 17:00	【閉会式】		閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

参考 2 西日本こども研修センターあかしの令和 6 年度指導者養成研修の実施概要

統括支援員指導者・研修企画者養成研修

1 目的

法改正により各市区町村では、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の協働を深め、切れ目のない一体的支援を提供することが期待されています。

本研修では、統括支援員を育成する研修（実務研修）の企画・運営を実施する者が、研修の企画・運営・実施の手順を体験的に学び、所属する都道府県等において統括支援員に対する効果的な研修を行うとともに、都道府県の枠を超えた横の繋がりを築くことを目的とします。

2 対象

- ・研修を企画する都道府県・政令市の担当者（同一自治体より 2 名まで参加可能）
- ・実務研修で講師となる指導的立場の統括支援員（複数名の参加可能）

3 日程 5 月 9 日（木）～10 日（金）：西日本こども研修センターあかし

5 月 30 日（木）～31 日（金）：仙台市内

6 月 13 日（木）～14 日（金）：名古屋市内

6 月 26 日（水）～27 日（木）：福岡市内

4 方法 全国 4 か所での参集による実施（アウトリーチ研修）

5 内容

① オンデマンド配信の事前視聴（当センターホームページ上に掲載されている講義映像を事前に視聴）

時間	科目	講師	内容
60分	【講義】 子ども家庭総合支援拠点から こども家庭センターへ	有識者	子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターからこども家庭センターへの移行について、背景や法的根拠の理解を深める。

② 参集による研修受講

	時間	章立て	講師	目的・活動
1 日 目 前	10:30 10:50	【オープニング】		研修企画趣旨説明 アイスブレイク
	10:50 12:00	【講義と演習】 統括支援員の役割	有識者 (児童福祉・ 母子保健)	こども家庭センター設置の意義や、統括支援員の役割への理解を深める。

1日目 午後	13:00	【実践報告】 統括支援員に必要なスキルと課題	自治体職員 (統括支援員)、 有識者 (児童福祉・ 母子保健)	講師ならびに受講者からの実践をもとに、 統括支援員に必要なスキルと課題を把握 する。またその上で、都道府県等が企画・ 実施する研修の重要性を学ぶ。
	14:30			
	14:40	【講義と演習】 研修目標の設定	西日本こども 研修センターあ かし	自治体それぞれでの実務研修のゴールを 明確にし、ゴールに沿った内容を検討する ことで、実務研修の全体像をつかむ。
	15:50 16:00	【振り返り】		本日の研修内容の振り返り
2日目 午前	9:15 9:30	【ウォーミングアップ】		本日の流れの確認
	9:30	【講義と演習】 研修プログラムの作成	西日本こども 研修センターあ かし	講義とワークを通じて、研修のゴールと課 題に見合ったプログラムを実際に作成する ことを通じて、プログラムの作成過程を学 ぶ。
	10:50			
11:00 12:00	【講義】 研修運営・実施のポイント	作成した研修プログラムを用いて研修運 営・実施を具体的にイメージし、実施の際 のポイントや注意点を学ぶ。		
2日目 午後	13:00	【講義と演習】 研修プログラムの演習①		研修プログラムの演習を実施する際のポイ ントを整理し、学びを深める。
	14:30			
	14:45 15:30	【演習】 研修プログラムの演習②		実際の研修場面を想定した演習を通し て、研修実施の進行技術を身につける。
	15:30 16:00	【クロージング】		研修の振り返り アクションプラン作成 フォローアップまでの課題設定

6 フォローアップ研修の実施

- ・本研修の受講者を対象に、受講後に実施した研修の報告や受講者間の情報交換等を目的として、
フォローアップ研修を実施する。
- ・フォローアップ研修は、**2025年1月31日(金)にオンライン(ZOOM)で実施予定。**

参考 3 両研修センターの令和 6 年度指導者養成研修の企画担当者インタビュー概要

	子どもの虹情報研修センター	西日本こども研修センターあかし
ねらい、特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・統括支援員の役割や業務を追及した結果、<u>対人援助の軸に立ち戻れるよう、「こども家庭センターに求められる、こどもと家族に寄り添う支援者を育てる人のための研修」と位置付けた。</u> ・多忙な職場で研修を何度も受講するのは困難であり、特に支援者として重要な点を強調したい。 ・受講者は地域の指導層だが、各々の職場で「統括支援員は一体なにをするんだっけ」と迷うこともあるはず。<u>同じ立場の受講者間での気づきを促し、役割を再確認して職場に戻ってもらいたい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成研修であるため、各地で実際に実務研修を実施してもらうことを目的とし、研修企画者にとって有用な内容とすることに力点を置いている。 ・令和 6 年秋頃に各地で実務研修を実施してもらった上で、令和 7 年 1 月に<u>オンラインでフォローアップを実施</u>予定。当センターで毎年実施の「市区町村こども家庭支援指導者研修」「母子保健担当指導者研修」ともリンクさせたい。 ・地域ブロック毎の<u>参集実施としており、都道府県間のネットワークにも役立ててほしい。</u>
検討の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健と児童福祉の協働がテーマの研修は過去にも実施してきたが、<u>法改正を踏まえ改めて連携の難しさと一歩踏み出す取組</u>を取り上げたい。 ・ほとんどの地域で統括支援員はまだ配置されていないため、実践報告として事前アンケート等で情報収集した各地の取組を紹介する形式とした。 ・ガイドライン（案）を参照し、統括支援員に求められる役割として、<u>アセスメントと関係機関のコーディネートに着目</u>して企画を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度実施の市区町村向け研修を通じ、こども家庭センター創設にあたっての現場の混乱や、研修ニーズが多様であることが明らかになった。 ・令和 5 年度実施の研修後アンケートでは、<u>統括支援員のモデルがないこと、自治体規模により求められる役割も変わる</u>こと、<u>こども家庭センターや統括支援員の理解が進んでいないこと、都道府県の市区町村支援のバラつきが大きいこと</u>等を課題として把握した。この研修で、あるべき姿と現状との差を縮めたい。
受講者に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の事前アンケートの回答結果を集約して提供する予定であり、研修内で行う実践報告に加えて、他地域の取組も知ることができる。 ・統括支援員の中でも、特に力量の 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成研修への期待として、過去の市区町村向け研修の受講者から「<u>他自治体の実践を聴きたい</u>」「<u>横のつながりを作りたい</u>」とのニーズが寄せられている。基礎研修の動画で基本事項は把握で

	<p>ある人に参加を促す研修である。開催時期が5月で、受講後はまだ混沌としている職場に戻るようになるはずで、本来の役割に立ち戻る機会になるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修を通じて受講者自身が振り返って洞察することが重要。 	<p>きるため、実務研修や指導者養成研修では、統括支援員としての実務上の苦労や課題、工夫や取組等の共有ができることよいのではと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者が主体的に実務研修を企画・運営・実施できることが目的。法定研修のような決まった内容があるものではないため、地域ブロック毎の独自性を踏まえた研修企画が期待される。
<p>参加自治体に期待すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「この講師に来てもらおう」という発見ではなく「こういうテーマや研修方法（演習、講義／等）で研修しよう」という動きにつながってほしい。 ・地域の状況や成り立ちは様々であり、研修パッケージは1種類では不十分。<u>各地のニーズに合わせて考えて作る人材の育成が必要とされる。</u>パッケージの提供を求める声もあるが、<u>受講者同士から得た気づきを持ち帰ってもらいたい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・統括支援員の育成を図る都道府県の研修企画担当者と、そこに登壇するSV的な統括支援員のペア参加を想定。ただし<u>現状、都道府県の研修企画担当者の多くは、効果的な研修企画のノウハウを学ぶ機会がない。</u>また、研修の必要性への意識も自治体ごとに温度差があるよう。 ・受講者選定等のやり取りを通じて都道府県が市区町村としっかり話し合い、意識が高まることを期待したい。市区町村内でも、受講報告等のフォローアップが各課の協議を促すと考えている。

3 研修教材の作成

3.1 作成概要

前項までで作成した研修カリキュラムをもとに研修教材を作成した。研修の概要（図表 34）と研修教材作成概要（図表 35）を以下に示す。

図表 34 研修の概要

研修対象	統括支援員になる予定の地方自治体職員
研修形式	動画配信

図表 35 研修教材作成概要

作成期間	2024 年 2 月～3 月	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 研修カリキュラムの内容を踏まえ、こども家庭庁、検討委員会、シラバス検討ワーキンググループの有識者委員と協議し、講師候補を選定 講師候補に事前説明のための打ち合わせを実施 動画制作に承諾いただけた講師に、KPMG コンサルティング株式会社の会議室または研修機関の撮影スタジオにご来訪いただき動画撮影または、オンライン会議を実施いただきその様子を録画して、制作会社にて編集 	
講師 (50 音順)	浅井 鈴子氏	武庫川女子大学 武庫川女子大学短期大学部 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 助教
	阿部 勝広氏	袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課 上席社会福祉士
	伊藤 徳馬氏	茅ヶ崎市 福祉部 地域福祉課 福祉総合相談担当
	上野 昌江氏	四天王寺大学 看護学部 教授
	岡本 由美子氏	八尾市 健康福祉部 地域共生推進課 次長兼課長
	奥津 秀子氏	横浜市 港南区福祉保健センター こども家庭支援課長
	帯包 エリカ氏	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 社会医学研究部 上席研究員
	加藤 雅江氏	杏林大学 保健学部 健康福祉学科 教授
	金澤 ますみ氏	桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 准教授
	川崎 二三彦氏	子どもの虹情報研修センター センター長
	川松 亮氏	明星大学 人文学部 福祉実践学科 教授
	北村 充氏	豊橋市 こども未来部 こども若者総合相談支援センター ココエール副センター長

木下 あゆみ氏	四国こどもとおとなの医療センター 育児支援対策室長 小児科学会 専門医
小稲 文氏	国際医療福祉大学 成田看護学部 看護学科 公衆衛生看護学 助教
佐藤 拓代氏	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
佐藤 まゆみ氏	淑徳大学短期大学部 こども学科 教授
柴山 陽子氏	川崎市 環境局 総務部庶務課 (安全衛生) 担当係長
須江 泰子氏	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 (専門職大学院) 講師
田中 淳子氏	豊中市 こども未来部 こども安心課 係長
土居 和博氏	伊予市 子ども総合支援センター 家庭児童相談員
中板 育美氏	武蔵野大学 看護学部 看護学科 教授
中沼 早苗氏	門真市立こども発達支援センター
夏田 美由紀氏	延岡市 こども家庭サポートセンター センター長補佐
沼田 直子氏	石川県南加賀保健福祉センター 兼 加賀地域センター 所長
畠山 由佳子氏	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授
伴田 さち氏	さいたま市 見沼区役所保健センター
福田 雅章氏	社会福祉法人養徳園 理事長・総合施設長
藤林 武史氏	西日本こども研修センターあかし センター長
牧戸 貞氏	桑名市 子ども総合センター センター長
増沢 高氏	子どもの虹情報研修センター 副センター長 兼 研究部長
水本 直美氏	福岡市 東区保健福祉センター 子育て支援課 こども相談第1係長
三橋 静香氏	横浜市 こども青少年局 こども福祉保健部 こどもの権利擁護課 児童 虐待・DV 対策係長
八木 安理子氏	同志社大学 心理学部 客員教授
山岡 祐衣氏	東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 国際健康推進医学 分野 プロジェクト助教
山口 有紗氏	社会福祉法人 こどもの虐待防止センター こどものこころ専門医
若林 章都氏	喜多方市 保健福祉部 社会福祉課 地域包括ケア推進室子ども 家庭総合支援班 副主任技査

3.2 作成結果

検討委員会・シラバス検討ワーキンググループと協議し、事前説明のうえ、当社会議室または研修機関の撮影スタジオにご来訪いただき、撮影を実施した。講師より要望があった場合はオンライン会議システムを用いて研修動画を録画した。

4 総括

本調査研究事業では、令和4年の児童福祉法改正により、自治体において設置に努めることとされたこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉それぞれの担当職員が共同して業務を遂行するために統括支援員が配置されることを背景に、統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等を整理し、統括支援員の育成及び資質向上のための研修カリキュラムの開発等を検討した。

最初に、昨年度の調査研究や厚生労働省等がこれまでに実施してきた母子保健・児童福祉に関する専門職の専門性に関する議論に関する文書等を調査し、統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等について初期仮説を設定し、検討委員会にて議論を行い、整理を行った。その結果、「統括支援員が果たすべき役割」として「①母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる」「②母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する」の2点が定義され、それぞれに必要な専門性としては「組織内の連携基盤（マゾレベルのマネジメント）」「母子保健の制度・実践」「児童福祉の制度・実践」及び「支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓」「関係機関との連携（マクロレベルのマネジメント）」「アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点（ミクロレベルのマネジメント）」の6つが定義された。

次に、前述の定義をベースに文献調査、検討委員会及びシラバス検討ワーキンググループとの議論を通じ、基礎研修の研修カリキュラムを策定した。研修カリキュラムでは、6つの専門性それぞれにつき、到達目標を定義し、各2科目の研修を実施することとした。検討委員会等で、研修時間・形式に配慮が必要な助言を受けたことを踏まえ、各科目内で1コマ15分から40分程度となるように細分化を行い、内容・講義形式を取りまとめた。

そして、この研修カリキュラムに基づき、検討委員会・シラバス検討ワーキンググループとの議論を経て、講師を選定・依頼し、動画撮影・編集を行い、研修教材を作成した。

また、上記と並行して、検討委員会での議論の参考となるよう、全国の自治体を対象としてアンケート調査・ヒアリング調査を実施し、統括支援員の配置準備状況・求める専門性等の実態調査を行った。

アンケート調査からは、全国の自治体が統括支援員の配置に苦心していることや、統括支援員として想定している人材としては、保健師を想定している自治体が多いことなどが分かった。これらの結果は検討委員会にて報告され、研修カリキュラム策定において、母子保健の専門知識を有している方が多いことを念頭に置いた内容に修正をする等の反映が行われた。

ヒアリング調査では、自治体の統括支援員の選定・配置プロセスや業務内容等について深耕を行った。その結果は検討委員会等に報告され、研修教材作成にあたって、ヒアリング先の自治体の統括支援員の対談形式のコマを設け、多様な統括支援員の取組について研修を行っていただくことで研修受講者に研修内容を身近に感じていただきつつ、自身の自治体にあった統括支援員の在り方について検討いただく内容とする等で活かされた。

このような検討等を経て、撮影・作成された研修教材は、一部の内容に一般公開することには適さない内容が含まれていることから、公開先を自治体に限定することとし、虐待・思春期問題情報研修センター事業の一環としてオンデマンドによるオンライン配信を実施するよう調整した。

ここまで、本調査研究事業にて検討・実施してきた事項について概観してきた。以降は、本調査研究による調査結果だけでなく、こども家庭庁の各種資料も含めた俯瞰的な視点から、「統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等の整理」「統括支援員の育成及び資質向上のための研修カリキュラムの開発等の検討等」について、今後の展望を含め、考察を行いたい。

こども家庭庁が示す統括支援員の要件は、以下のいずれかに該当する者であり、かつ基礎研修を受講した者としている。

- ・ 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健または児童福祉分野の実務経験を有する者
- ・ 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- ・ その他、市区町村において上記と同等と認められた者

このうち基礎研修に関しては、昨年度の調査研究で示された統括支援員に求められる資質を踏まえ、今年度の調査研究において文献調査及び検討委員会での意見等から統括支援員が果たすべき役割や専門性等を整理した。

他方で、令和5年12月に発出されたこども家庭センターガイドライン（案）では、統括支援員の主な役割と業務内容について下記のように位置づけられている。

③ 主な役割

統括支援員は、「こども家庭センター」が、その創設の目的や役割（第1節及び第2節参照）を着実に果たし得るよう、センター長の下で、実務面の中核となる業務マネジメントを担う役割を有する。

具体的には、地域のすべての妊産婦・こどもとその家庭が、切れ目なく、漏れなく、必要な母子保健・児童福祉に係る包括的支援を受けることができるよう、特に以下の役割に留意して、日々の業務を進める必要がある。

（i）母子保健機能・児童福祉機能のそれぞれの専門性・考え方や、一連の支援の流れを深く理解した上で、常にこどもとその家族（妊産婦を含む）を中心に置き、両機能の専門性・考え方を引き出し、統合させることにより、支援対象者のニーズの全体像をより深く汲み取ること。

（ii）（i）により汲み取ったニーズに対し、母子保健機能・児童福祉機能それぞれの積極的提案を引き出しながら、「サポートプラン」として具体的な支援内容を集約させていくための助言を行うこと。

(iii) その際は、「こども家庭センター」内の両機能にとどまることなく、教育・福祉・医療等のあらゆる地域の社会資源を、こどもとその家族（妊産婦含む）のために最大限に活用する視点を持って行うこと。

(iv) こうした地域の関係機関との間で、こどもとその家族（妊産婦含む）のための最大限の協力を得ることができる信頼関係の構築が図られるよう、地域の社会資源全体に目配りを行い、必要な地域資源の開拓のための助言を行うこと。

④ 主な業務内容

- (i) 合同ケース会議に諮るケースの選定に関すること
- (ii) 合同ケース会議の進行等に関すること
- (iii) 母子保健機能・児童福祉機能が連携して行うサポートプランの作成や支援方針についての指導・助言に関すること
- ・ 母子保健機能において、リスクアセスメントシート（※）等の活用により、こども家庭センターの「児童福祉機能と共有すべき家庭」（注）と判断された家庭について、当該妊産婦・こどものいる家庭に作成するサポートプランについての相談に対応する。
 - ※令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）のHPにリスクアセスメントシート等が掲載されているため参照されたい。
https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyoi/
 - (注) 要支援児童等といった社会的なリスクの高い家庭のみではなく、地域の見守りや支援が必要な妊産婦・こどもとその家庭を含めた広い意味での支援が必要な家庭を指す。
- ・ 児童福祉機能における要対協による進行管理の終結の後、虐待のリスクは減少したが、こどもの成長や保護者の健康状態、家族構成の変化等により、虐待予防の観点から引き続き母子保健機能の見守り支援や情報共有が必要な家庭に作成するサポートプランについての相談に対応する。
 - (iv) 母子保健機能や児童福祉機能単独で作成するサポートプランについての必要な指導・助言
 - (v) 地域の社会資源全体に対する目配りと、必要な地域資源の開拓のための指導・助言

本調査研究事業では、このような統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性をもとに、本事業では、その涵養に資するよう約18時間・44コマのカリキュラムを作成した上で、オンデマンドによるオンライン研修教材となる研修コンテンツ例を作成した。今後、この研修コンテンツ例を用いて、各地のこども家庭センターに配置される（予定の）統括支援員がこども家庭センター設置の目的や意義・業務内容、統括支援員の役割等について学ぶことが想定される。こども家庭庁では、この基礎研修を受講した上で、統括支援員の職務の重要性や求められる専門性に鑑み、統括支援員の実務研修として必要と見込まれる内容（マネジメントスキル

が期待される事例に対する演習等)についての演習型の研修(実務研修Ⅰ)や、業務上の困りごとの共有や情報交換の場を設ける研修(実務研修Ⅱ)の受講が望ましいとしている。

このような状況・検討を踏まえ、今後、統括支援員が各地で基礎研修を受講し職務に従事するにあたり工夫・留意が必要な事項、将来的に統括支援員の資質・役割・専門性として追加的に求め、必要に応じて実践研修等で取り扱うことが必要な事項としてはどのようなものがあるだろうか。また、実務研修は都道府県への依頼事項となっているところ、どのように推進するとよいか。このほか、統括支援員の育成や資質向上の在り方として、どのような取組が必要と考えられるだろうか。

この点、検討委員会の中でも有識者の皆様にご意見をいただきつつ、検討を行った。

まず、従来から、家庭・子どもの支援においては、関係機関のどこかが主体となることで、それ以外の機関の関与が薄れてしまうことが課題として挙げられていたところ、統括支援員が支援のマネジメントを行い、経過のモニタリング、支援の方策検討を積極的に実施していくことが重要である点については基礎研修でも触れるところではあるが、実務研修の中でも強調していく必要がある。受講者が自身の自治体において、どのような場面で支援の切れ目が生まれやすいのかを点検するような研修も効果的であろう。

そして統括支援員は、母子保健と児童福祉の各職員が持っている強みを引き出す調整役であり、意見を統合していく一段高いスキルが必要になることは基礎研修でも触れているところであるが、実践研修ではそのスキルの更なる向上に資する内容が期待される。

本調査研究事業の各調査では、サポートプランの運用について課題が多くあることが判明しているが、子どもの声をサポートプランに活かしていくために必要な子どもの意見聴取スキルの向上や、支援への忌避感を持つ保護者も多い中で、支援を受けていただけるように保護者を巻き込むスキルの向上、支援を受けながら在宅で子育てを継続していくことを前提とした対人援助の在り方を学んでいただくことも実務研修で必要と考えられる。

その他、各自治体の統括支援員(予定)の職員においても、統括支援員の役割・業務内容等の具体的なイメージがないことも想定されること、今後は、多くの実践例を検討しながら自らの役割等を認識していく事例共有等のプログラムが有意義であるだろう。

また、統括支援員を養成し、その存在を存分に生かすためには、都道府県の姿勢が非常に重要である。

都道府県には、受け身の姿勢ではなく、積極的に推進していく姿勢を期待したい。具体的には、市区町村の人口規模等によって必要な人材や合同ケース会議の在り方についても違いがあると想定されることから、各市区町村にてどのような形が望ましいか考えるための支援や、規模に応じて段階的・計画的な研修の実施、市区町村のニーズに合わせた研修の企画等を積極的に検討いただきたい。その他、各市区町村がどのような地域資源を活用できるか示した資源マップの作成を検討するなど、各市区町村の取組を後押しする施策を実施いただきたい。

都道府県に積極的な関与を促す観点でも、都道府県の母子保健・児童福祉の両部署で統括支援員の研修に取り組んでいただくことも一つの方策と考えられる。

これら都道府県の取組については国としても積極的に支援を行うことが期待される。

その他、国に期待することとしては、統括支援員が各市区町村に原則1名であることから非常に孤独感を感じる可能性があるため、統括支援員の全国レベルでのネットワーキング・自己研鑽の場の提供だけではなく、

こども家庭センターの目指すところ、研修で触れている内容について浸透させていく必要があり、普及・啓発も積極的に実施していく必要がある。

母子保健・児童福祉の連携の要である統括支援員の役割は非常に重要で、かつ期待も大きいことが想定されるが、各自治体においては戸惑いながら手探りで検討を進めていることが調査を通じて分かっている。本調査研究の検討結果・成果物がそのような自治体の検討の一助となり、統括支援員がその役割を果たし、専門性を活かせることに少しでも貢献できれば幸いである。

また、本調査研究事業は統括支援員の配置が求められる令和 5 年度に実施されたが、来年度以降、さらなる実態把握を行い、必要に応じて追加的施策の検討をすることが望ましいと考えられる。

最後にこの場を借りて、多大な協力を賜った有識者の皆様、講師の皆様、自治体アンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただいた自治体の皆様に感謝申し上げます。

5 講評

こども家庭センターは、令和4年の改正児童福祉法において法定化された。それは、こども虐待防止等、場合によって、リスクや緊急度のアセスメント、毅然とした対応も機能の一つとする市区町村子ども家庭総合支援拠点と、ポピュレーションアプローチやいわゆる伴走型相談支援の機能を中心とする子育て世代包括支援センターの機能は維持しつつも、その一体化を目指すものである。いわば、支援と介入の機能の有機的連携を目指すものといえる。

その準備として、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究」並びに令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「統括支援員の育成に関する調査研究」「母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築にかかる事例収集についての調査研究」が進められた。本報告は、その令和5年度「統括支援員の育成に関する調査研究」である。

筆者は、座長として本調査研究に携わるにあたり、以下の論点を明らかにできればと考えていた。それは、母子保健機能と児童福祉機能の一体化を目指すこと、こどもや保護者とともに支援するツールとしてのサポートプランを策定すること、の2点を肝とする改革を進めるための論点でもあった。

- 1.こども家庭センターの機能について:切れ目のない包括的な支援、こども虐待防止など。
- 2.「ソーシャルワークの中心的な役割を担う」とあるが、そもそもソーシャルワークの機能とは何か。
- 3.児童福祉と母子保健の援助観は異なるのか。また、ポピュレーションアプローチとハイリスク、保護の緊急度判断の視点について。
- 4.サポートプランの在り方について:サポートプランと支援計画、支援プラン、障がい児支援利用計画の関係について。
- 5.サポートプラン作成の対象の選定と活用方法について。
- 6.サポートプランは作成のみでなく合意形成を図ることが重要。また、対象者と振り返りを行うことも含めたプロセスが重要。
- 7.ポピュレーションアプローチ、ニーズアセスメント、リスクアセスメントなどの用語の合意形成と使用について。
- 8.地域子育て相談機関の機能強化支援とこども家庭センターとの関係について。
- 9.こども家庭センターの機能と児童相談所との連携について(市区町村の利用勧奨・指導措置と児童相談所の2号措置。(市区町村指導措置)との関係も含む)
- 10.こども家庭センターと要対協との関係(サポートプランと要対協の支援計画との関係)について。
- 11.こども家庭センターにおける接近困難事例等に対する利用勧奨・在宅措置の在り方について。
- 12.児童福祉と母子保健の連携・協働に加え、教育との連携について。
- 13.個別事例支援の機能といわゆる福祉社会づくりの機能について。
- 14.統括支援員とこども家庭ソーシャルワーカー等の研修カリキュラムの関係について。

むしろ、今回の調査研究テーマは絞られていてその全てをクリアすることは望むべくもないが、それらに一定の方向性を見出すことは意識していた。その成果がどれだけ達成されたかは、本報告書をお読みいただいた読者に委ねるほかない。

委託を受けた KPMG コンサルティング株式会社は、それぞれの拠点、センターに知見を有する専門家を委員とする検討委員会を設置して議論を重ね、自治体担当者に対する質問紙調査やヒアリング調査も進めてきた。国も積極的に関与した。

その結果、検討委員会有識者委員、事務局、こども家庭庁等の尽力で一定の成果が導き出されたといえる。特に、本調査研究報告では、各自治体の質問紙調査、ヒアリング調査に加えて、統括支援員の資質と専門性の整理、12 科目 18 時間に及ぶ基礎研修の構造と内容なども定められている。これらは大きな成果であり、令和 6 年度早々から統括支援員オンライン研修として、国レベルで進められていくこととなる。

しかし、基礎研修は、あくまで統括支援員が有しているべき標準的な素養でしかない。最も大切なのは、各自治体の特性や個性に応じた「マイこども家庭センター」の検討であり、それは、先に述べたとおり、自らの体験や実践に基づくしかない。令和 6 年度以降、各自治体の検討のなかで、国からの説明を超えた議論が芽吹き、その自治体なりの個性ある「マイこども家庭センター」が全国各地で花開くことを心から願っている。

(検討委員会座長 柏女霊峰)

6 別添資料

6.1 自治体アンケート調査票

黄色セルの「入力欄」へ、記載をお願いいたします。

令和5年度子ども子育て支援調査研究事業「統括支援員の育成に関する調査研究」及び「母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築にかかわる事例収集についての調査研究」に関するアンケート調査

本アンケート調査は、ご家庭の、令和5年度子ども子育て支援推進調査研究事業にて、KPMGコンサルティング株式会社から採択を受けた「統括支援員の育成に関する調査研究」及び「母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築にかかわる事例収集についての調査研究」に関するアンケートです。

本アンケートでは、「統括支援員の育成に関する調査研究」に関する質問項目の集計結果は、自治体による統括支援員 ※ 1 の配置や育成に関する取り組み状況把握するとともに、今後の統括支援員に求められる専門性の整理や、研修カリキュラム、研修コンテンツの作成などに活用させていただきます。

「母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築にかかわる事例収集」に関する質問項目の集計結果は、自治体ごとの家康センター ※ 2 等で行っている母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築に関する取り組み状況把握し、好事例の横展開の足掛かりとする予定です。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒ご協力いただけますようお願い申し上げます。

※ 1 令和4年度改正児童福祉法により、令和6年4月から、市区町村は、子育て世代包括支援センター（母子保健）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の準備を完了し、全ての児童、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（ご家庭センター）の設置に努めるとされています。「統括支援員」は、ご家庭センターにおいて、母子保健及び児童福祉の一体的相談体制の構築のために、双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる者として配置されることとされています。例えば、保健師、社会福祉士、ご家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る業務を有し一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者などを想定しております。なお、統括支援員に求められる具体的な専門性については、本調査を踏まえ、検討を行っていく予定です。

※ 2 ご家庭児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況（令和5年9月） P 9
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/54c6570c-41ab-482d-b008-a5bfff08fbc2/d8b6788c720230912_councils_shingikai_gyakutai_boushi_54c6570c_01.pdf

行う機能を有する機関（ご家庭センター）の設置に努めるとされています。

■ ご家庭児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況（令和5年9月）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/54c6570c-41ab-482d-b008-a5bfff08fbc2/d8b6788c720230912_councils_shingikai_gyakutai_boushi_54c6570c_01.pdf

～ご回答にあたって～
 ○ ご回答いただいたアンケートは外部に漏洩しないよう、適切に管理いたします。各自治体のアンケートの回答は、ご家庭児童福祉法以外に開示されることは一切ございません。統計処理を行った上で取りまとめ報告書として公開予定です。
 ○ 母子保健部門と児童福祉部門の連携等に関する質問もございませう。ご回答にあたりましては、**専門門間でご調整の上、自治体として、1つの回答内容1つの回答票にまとめてご提出ください。**
 ○ **凍庫保存はできませんので、ご了承ください。**
 ○ **ご回答は、令和5年10月27日（金）まで**にお願いたします。
 ○ 本調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。
 KPMG コンサルティング株式会社
 子ども家庭庁補助事業に関する調査事務局 担当 鈴木、阪井、岩本
 電子メール：JP-FM-KODOMO@jp.kpmg.com

「入力形式」に記載の方法で入力ください

No.	質問	選択肢	入力形式	入力欄
【共通の質問事項】				
0. フライ/レビューポリシーの確認				
1	アンケートの回答にあたっては、以下、KPMGジャパンのプライバシーポリシーに基づきご同意の上で、ご回答ください。 https://home.kpmg/jp/ja/home/mas/privacy.html （利用目的）がわかりやすい個人情報のご同意をお求めます。	1. 同意する	選択肢から、単一選択	
1	1.はじめに、貴自治体の概況についてお伺いします。			
2	貴自治体をご回答ください。			自由入力
3	貴部署名をご回答ください。			自由入力
4	ご回答者様のお名前をご回答ください。			自由入力
5	ご連絡先（電話番号）をご回答ください。（半角でご入力ください。）			自由入力
6	ご連絡先（メールアドレス）をご回答ください。			自由入力
7	貴自治体の人口（令和4年10月1日現在）をご回答ください。			自由入力
8	貴自治体の出生数（令和4年度中の出生数）をご回答ください。			自由入力
9	貴自治体の0歳～17歳の人口（令和4年10月1日現在）をご回答ください。			自由入力
10	貴自治体の専任児童福祉員数（令和4年度）をご回答ください。			自由入力
11	貴自治体の専任児童福祉員数（令和4年度）をご回答ください。			自由入力
12	貴自治体の特定妊婦数（令和4年度）をご回答ください。			自由入力

【母子保健と児童福祉の一体的組織体制の構築にかかる事例収集についての調査研究に関する質問事項】			
II. 貴自治体における子ども家庭センターの設置・準備状況について、以下の質問にご回答下さい。			
13	貴自治体における子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置状況についてご回答ください。	1. 子育て世代包括支援センターを設置している 2. 子ども家庭総合支援拠点を設置している 3. 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点両方を設置している 4. 両方とも設置していない	選択肢から、単一選択
14	(質問No.13において「1. 子育て世代包括支援センターを設置している」とご回答された場合) 設置数を ご回答ください。	1. 1箇所 2. 2箇所 3. その他 (自由入力)	・選択肢から、単一選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします
15	(質問No.13において「2. 子ども家庭総合支援拠点を設置している」とご回答された場合) 設置数を ご回答ください。	1. 1箇所 2. 2箇所 3. その他 (自由入力)	・選択肢から、単一選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします
16	(質問No.13において「3. 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点両方を設置している」とご回答された場合) 子育て世代包括支援センターの設置数を ご回答ください。	1. 1箇所 2. 2箇所 3. その他 (自由入力)	・選択肢から、単一選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします
17	(質問No.13において「3. 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点両方を設置している」とご回答された場合) 子ども家庭総合支援拠点の設置数を ご回答ください。	1. 1箇所 2. 2箇所 3. その他 (自由入力)	・選択肢から、単一選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします
<p>子ども家庭センターの要件 (令和5年9月の自治体説明会資料から抜粋)</p> <p>① 母子保健機能 (旧子育て世代包括支援センター) 及び児童福祉機能 (旧市区町村子ども家庭総合支援拠点) 双方の機能を一体的に運営を行うこと。 ② 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長を子ども家庭センター1か所あたり1名配置すること。 ③ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を子ども家庭センター1か所あたり1名配置すること。 ④ 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。 ⑤ 当該施設の名前は「子ども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一名称) を称すること。</p>			
18	貴自治体における子ども家庭センターの設置状況についてご回答ください。 なお、このアンケートにおいては、既に子ども家庭センターの要件を満たす運用をしている場合は、「設置している」とご回答ください。	1. 令和5年度より前から設置している 2. 令和5年度から設置している 3. 令和6年度からの設置に向けて準備している 4. 令和7年度以降の設置を検討している 5. 既に設置の検討をはじめしていない	選択肢から、単一選択
<p>II-1. 質問No.18において、1から4 (設置しているまたは設置予定、検討中) とご回答された自治体にお伺いします。</p>			
19	子ども家庭センターを設置した時期または設置を予定している時期 (年月日) をご回答ください。 ※決まっていない自治体に關しましては、「まだ決まっていない」と記載してください。	-	自由入力
20	子ども家庭センターを設置した箇所数、または設置を予定している箇所数をご回答ください。 ※決まっていない自治体に關しましては、「まだ決まっていない」と記載してください。	-	自由入力

21	<p>こども家庭センターに配置されている、または配置予定のセンター長の①役職、②専門職種についてご回答ください。また、小規模自治体など、自治体の事情に応じてセンター長は兼務することがありますが、③兼務の有無をご回答ください。(③につき、兼務有の場合は職種・役職もあわせて記入ください)</p> <p>※決まっていない自治体に関しては、「まだ決まっていない」と記載してください。</p>	自由入力	
22	<p>こども家庭センターに配置されている、または配置予定の統括支援員の①役職、②職種についてご回答ください。</p> <p>※決まっていない自治体に関しては、「まだ決まっていない」と記載してください。</p>	自由入力	
23	<p>母子保健部門と児童福祉部門の双方合同でのケース会議は月に何回開催している、又は開催予定かご回答ください。</p> <p>※合同ケース会議とは、統括支援員、母子保健機能 職員（保健師等）、児童福祉機能 職員（子ども家庭支援員等）を構成員とし、統括支援員を中心として、各家庭の情報や課題を共有し、その上で特定妊婦や要保護児童等に該当するかの判断や当該家庭への支援方針の検討・決定を行う会議とする。</p>	<p>・選択肢から、単一選択 ・その他の場合は自由入力 ・その記載をお願いします</p>	<p>1. 1回 2. 2回 3. 3回 4. その他（自由入力 ○回）</p>
24	<p>こども家庭センター（母子保健機能）において作成するサポートプラン（旧支援プラン）についてご回答ください。</p> <p>【対象者】 母子保健機能において作成するもの 妊産婦や乳幼児、保護者等、 より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要とされる者</p>	選択肢から、単一選択	<p>1. 既に様式の準備をしている 2. 令和5年度中に様式の準備を予定している 3. 令和6年度以降に様式の準備を予定している 4. 現状、様式の準備を予定していない</p>
25	<p>こども家庭センター（児童福祉機能）において作成するサポートプラン（令和6年4月より新たにできるものであり、児童福祉機能において作成している児童記録票とは異なるもの）についてご回答ください。</p> <p>このアンケートでは、以下の記載のあるものをこども家庭センター（児童福祉機能）のサポートプランとします。</p> <p>【サポートプランに記録される事項】</p> <p>① 作成対象者の意向 ② 作成対象者の同意 ③ 作成対象者に対する支援の種類及び内容 ④ サポートプランの開始時期 ⑤ その他市町村が必要と認める事項</p> <p>【対象者】 要保護児童、要支援児童と当該児童の保護者及び特定妊婦、 要支援児童等に当てはまらないものの、子の養育に不安を抱え、 行政機関からの継続的な支援を希望する児童とその保護者及び妊婦</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	<p>1. 既に様式の準備をしている 2. 令和5年度中に様式の準備を予定している 3. 令和6年度以降に様式の準備を予定している 4. 現状、様式の準備を予定していない</p>
26	<p>（質問No.24及びNo.25において「1.既に様式の準備をしている」とのご回答の場合）直近半年間のサポートプラン作成対象者数及び作成したサポートプランの件数をご回答ください。</p>	自由入力	<p>・サポートプラン作成対象者数（母子保健機能で作成する対象者数、児童福祉機能で作成する対象者数） ・サポートプラン作成したサポートプランの件数（母子保健機能、児童福祉機能）</p>
27	<p>（質問No.24において「1.既に様式の準備をしている」とのご回答の場合）サポートプランをこども家庭センター（母子保健機能）で作成したケースのうち、手交した割合をご回答ください。</p>	選択肢から、単一選択	<p>1. 手交していない 2. 10%未満手交した 3. 10%~30%手交した 4. 31%~50%手交した 5. 51%~80%手交した 6. 81%以上手交した</p>

<p>28 ター (児童福祉機能) を作成したケースのうち、手交した割合をご回答ください。</p>	<p>(質問No.25において「1.既に機式の準備をしている」とのご回答の場合) サポートプランをこども家庭センター (児童福祉機能) を作成したケースのうち、手交した割合をご回答ください。</p>	<p>1. 申交していない 2. 10%未満手交した 3. 10~30%手交した 4. 31~50%手交した 5. 51~80%手交した 6. 81%以上手交した</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	
<p>29</p>	<p>こども家庭センター (児童福祉機能) のサポートプランの運用にあたり、工夫されていることがあれば、ご回答ください。</p>	<p>1. 作成体制 2. 通行管理体制 3. 関係対象者へのサポートプランの手法方法 4. 組織間・部署間の共有や定期的な見直し 5. 作成担当者の確保・育成 (研修等) 6. その他 (自由入力)</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力での記載もお願いします</p>	
<p>30</p>	<p>こども家庭センター (児童福祉機能) のサポートプランの運用にあたり、困っていることがあれば、ご回答ください。</p>	<p>1. 作成体制 2. 通行管理体制 3. 関係対象者へのサポートプランの手法方法 4. 組織間・部署間の共有や定期的な見直し 5. 作成担当者の確保・育成 (研修等) 6. その他 (自由入力)</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力での記載もお願いします</p>	
<p>31</p>	<p>こども家庭センター内または自治体における母子保健機能と児童福祉機能の連携について、工夫している取組についてご回答ください。</p>	<p>1. 組織体制に関する工夫・取組 (指揮命令系統の一元化、業務フローの改善等) 2. 環境に関する工夫・取組 (立地環境や執務環境の改善等) 3. 人材配置・確保に関する工夫・取組 (有資格者や母子保健と児童福祉の連携、調整の能力を持つマネジメント層の配置、事務員の配置等) 4. 首成に関する工夫・取組 (研修・OJT体制等) 5. 組織間・部署間の情報共有・連携に関する工夫・取組 (システム整備、個人情報データの共有、会議体の設定等) 6. その他 (工夫・取組) 7. その他 (自由入力)</p>	<p>選択肢から、複数選択</p>	
<p>II-1-1. 母子保健部門回答</p>				
<p>32</p>	<p>(質問No.31において、1から6のご回答の場合) 取組の具体的な内容をご回答ください (課題解決に向けてどのような方法・過程で取組んだのか等)。</p>	<p>-</p>	<p>自由入力</p>	
<p>33</p>	<p>取組の結果、これまで以上にお互いの強みや連携の重要性の理解、課題解決に資する効果が得られたかどうかご回答ください。</p>	<p>1. 効果が得られた 2. 効果がやや得られた 3. どちらでもない 4. 効果があまり得られなかった 5. 効果がほとんど得られなかった</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	
<p>34</p>	<p>(質問No.33において「5.効果がほとんど得られなかった」とのご回答の場合) 困難や課題が残りばご回答ください。</p>	<p>-</p>	<p>自由入力</p>	
<p>II-1-2. 児童福祉部門回答</p>				
<p>35</p>	<p>(質問No.31において、1から6のご回答の場合) 取組の具体的な内容をご回答ください (課題解決に向けてどのような方法・過程で取組んだのか等)。</p>	<p>-</p>	<p>自由入力</p>	
<p>36</p>	<p>取組の結果、これまで以上にお互いの強みや連携の重要性の理解、課題解決に資する効果が得られたかどうかご回答ください。</p>	<p>1. 効果が得られた 2. 効果がやや得られた 3. どちらでもない 4. 効果があまり得られなかった 5. 効果がほとんど得られなかった</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	

<p>37 (質問No.36において「5.効果が見えたらとどめられたら」とこの回答の場合) 困難や課題があればご回答ください。</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>38 こども家庭センターと要保護児童対策地域協議会(要対協)との関係についてご回答ください。</p>	<p>自由入力</p>	<p>選択肢から、複数選択 -その他の場合は自由入力での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>
<p>39 (質問No.38において「1,2又はその他をご回答された場合) 要対協との関係について困難だった点や課題・問題点についてご回答ください。</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>40 こども家庭センターを設置する際に課題となったことは何かご回答ください。</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>41 こども家庭センターの設置にあたり課題となっていたことは何かご回答ください。</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>42 貴自治体における母子保健(子育て世代包括支援センター)と児童福祉(子ども家庭総合支援拠点)の一体的な運用状況について、以下の質問にご回答下さい。</p>	<p>自由入力</p>	<p>選択肢から、複数選択</p>	<p>自由入力</p>
<p>43 (質問No.42において「9.上記のいずれにも該当しない」とご回答の場合)「3・5・6・7・8」のような運用が実施されていない理由は何故だと思われるか、ご回答ください。</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>44 質問No.42以外でのような取組が一体的運用と思われるか、ご回答ください。</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>45 令和3年度補正予算・子育て支援対策臨時交付金により都道府県に造成された基金(安心こども基金) ※において、母子保健・児童福祉の一体的相談支援機能の整備等に関する支援事業(母子保健・児童福祉 一体的相談支援機能整備事業、母子保健・児童福祉 一体的相談支援機能運営事業)を活用したことがあるかどうかご回答ください。</p>	<p>自由入力</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	<p>自由入力</p>

<p>46 (顧問No.45)において「1.活用した」 「2.令和5年度において活用している」との回答の場合、活用した 具体的な事業名をご回答ください。</p>	<p>1.母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業 2.母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業</p>	<p>選択肢から、複数選択</p>	
<p>【統括支援員の育成に関する調査研究】に関する質問事項】 V.貴自治体における統括支援員の配置状況 (配置の有無や、配置している場合は職位や職務内容等) について、以下の質問にご回答ください。</p>			
<p>統括支援員の要件 (資格) 等については、来年度以降下記のように規定していますが、研修を受講している・していないにかかわらず、現時点での配置状況についてご回答ください。</p>			
<p>【統括支援員の要件 (資格) 等について】 統括支援員の要件は以下のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修を受講 (※1) した者とす。 (※1) 研修の受講については、一定の期間内 (例えば4月以降3か月間程度の間、統括支援員着任後を含む) に受講してもらうことを想定。</p>			
<p>① 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格 (※2) を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者 (※2) 資格の詳細は下記のPDF (P10~12) を参照ください。 https://www.cfs.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/54c6570c-41ab-482d-b008-5bfff08fbc2/d8b6788c2/20230912_councils_shingikai_gyakutai_boushi_54c6570c_01.pdf</p>			
<p>② 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方 (又はいずれか) において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者。 ③ その他、市区町村において上記と同等と認められた者。</p>			
<p>47 貴自治体において、統括支援員の配置状況をご回答ください (こども家庭センターの設置に先駆けて、配置している統括支援員を含む)。</p>	<p>1.配置している 2.令和6年度中に、配置を予定しており、準備を進めている 3.現状検討を開始できていない、または将来的な配置に向けて、検討は開始しているものの本格的な準備はできていない</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	
<p>V-1.質問No.47において「1.配置している」「2.近年中に、配置を予定しており、準備を進めている」とご回答された自治体にお伺いします。</p>			
<p>48 貴自治体において、配置 (予定) の統括支援員の資格要件をご回答ください。</p>	<p>1.保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者 2.母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方 (又はいずれか) において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者 3.その他、市区町村において上記と同等と認められた者</p>	<p>選択肢から、複数選択</p>	
<p>49 質問No48において、どのような資格を有している方を配置しているか (配置予定か) にご回答ください。</p>	<p>-</p>	<p>自由入力</p>	
<p>50 人材不足等の事情により、統括支援員として外部の有識者等の方を配置していますか。または、外部の有識者等の方の配置を想定しているか、ご回答ください。</p>	<p>1.外部人材を配置している、/配置を想定している 2.外部人材は配置していない、/配置を想定していない</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	
<p>51 外部人材を想定しているかご回答ください。</p>	<p>-</p>	<p>自由入力</p>	
<p>52 統括支援員の雇用形態をご回答ください。</p>	<p>1.常勤職員 2.非常勤職員</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	
<p>53 統括支援員を補佐する職員を置く予定の場合には、その人数をご回答ください。</p>	<p>1.0名 2.1名 3.2名 4.その他 (人数を記入ください)</p>	<p>・選択肢から、単一選択 ・その他の場合は自由入力での記載もお願いします</p>	<p>その他</p>
<p>54 (顧問No53)において「1.」「2.」又は(その他)ご回答の場合) それぞれの経験年数をご回答ください。</p>	<p>-</p>	<p>自由入力</p>	

<p>55 統括支援員を配置している場合、統括支援員の過去の勤務経験を回答ください。</p>	<p>1. 子育て世帯包括支援センター 2. 田舎家庭総合支援拠点または市区町村の子ども家庭相談部門 3. 田舎は2どちらも勤務経験なし 4. 児童相談所 5. 児童養護施設、乳児院等の入所型の児童福祉施設 6. 保育所、幼児遊戯型認定こども園、児童発達支援センター等の通所型の児童福祉施設 7. その他（児童福祉や母子保健に関係するその他の勤務経験を記入ください）</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>	<p>1. 子育て世帯包括支援センターでの相談対応（年） 2. 子育て世帯包括支援センターでの管理職（年） 3. 田舎子ども家庭総合支援拠点での相談対応（年） 4. 田舎子ども家庭総合支援拠点での管理職（年）</p>
<p>56 (質問No.55において1と2ご回答の場合) 統括支援員の子育て世帯包括支援センター及び子ども家庭相談支援拠点での勤務内容を回答ください。</p>	<p>1. 自会議の開催 2. ポートプラン作成のアドバイス及び進捗管理 3. 地域資源の開拓 4. 関係対象者の進行管理に関すること 5. 母子保健と児童福祉の連絡調整 6. 人材育成 7. その他（その他、担っている業務内容を記入ください）</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>	<p>1. 子育て世帯包括支援センターでの相談対応（年） 2. 子育て世帯包括支援センターでの管理職（年） 3. 田舎子ども家庭総合支援拠点での相談対応（年） 4. 田舎子ども家庭総合支援拠点での管理職（年）</p>
<p>57 既に統括支援員を配置している場合、当該支援員は令和6年4月以降に施行されることも家庭支援センターに配置する統括支援員の役割を担うこと想定されますが、配置時点の主な業務内容を回答ください。</p>	<p>1. 自会議の開催 2. ポートプラン作成のアドバイス及び進捗管理 3. 地域資源の開拓 4. 関係対象者の進行管理に関すること 5. 母子保健と児童福祉の連絡調整 6. 人材育成 7. その他（その他、担っている業務内容を記入ください）</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>	<p>1. 子育て世帯包括支援センターでの相談対応（年） 2. 子育て世帯包括支援センターでの管理職（年） 3. 田舎子ども家庭総合支援拠点での相談対応（年） 4. 田舎子ども家庭総合支援拠点での管理職（年）</p>
<p>58 既に統括支援員を配置している場合、または、令和6年4月以降に子ども家庭センターへ配置することを想定した統括支援員に対し、研修を実施しているか回答ください。</p>	<p>1. 有 2. 無</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	<p>選択肢から、単一選択</p>	<p>選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>
<p>59 (質問No.58において1,有との回答の場合) 研修の内容を回答ください。</p>	<p>1. 要保護児童対策地域協議会に参加し、調整役を担っている 2. 要保護児童対策地域協議会内の個別ケース検討会議と、子ども家庭センターの個別ケース会議の合同会議を主催し、調整役を担っている 3. 子ども家庭センターのサポートプランの内容と要保護児童対策地域協議会における支援計画の整合性を図る業務を担っている 4. その他（自由入力）</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>60 統括支援員と要保護児童対策地域協議会（要対協）との関係について回答ください。</p>	<p>1. 要保護児童対策地域協議会に参加し、調整役を担っている 2. 要保護児童対策地域協議会内の個別ケース検討会議と、子ども家庭センターの個別ケース会議の合同会議を主催し、調整役を担っている 3. 子ども家庭センターのサポートプランの内容と要保護児童対策地域協議会における支援計画の整合性を図る業務を担っている 4. その他（自由入力）</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>61 統括支援員を配置したことによる母子保健と児童福祉の連携の好事例があればどのような事例か回答ください。</p>	<p>1. 適当な人材が組織内にいない 2. 人材育成のための研修の機会がない 3. 採用活動をしているが良い人材がいない（確保できない） 4. 採用するための予算がない 5. 組織内の合意が取れない 6. 国が示す要件を満たすことが難しい 7. その他（その他の問題点・懸念事項を記入ください）</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>V-2. 質問No.47において3. 現状、検討を開始できていない、または将来的な設置に向けて、検討を開始できていないと回答された自治体に伺います。</p>	<p>1. 適当な人材が組織内にいない 2. 人材育成のための研修の機会がない 3. 採用活動をしているが良い人材がいない（確保できない） 4. 採用するための予算がない 5. 組織内の合意が取れない 6. 国が示す要件を満たすことが難しい 7. その他（その他の問題点・懸念事項を記入ください）</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>
<p>62 統括支援員配置にあたっての問題点・懸念事項を回答ください。</p>	<p>1. 適当な人材が組織内にいない 2. 人材育成のための研修の機会がない 3. 採用活動をしているが良い人材がいない（確保できない） 4. 採用するための予算がない 5. 組織内の合意が取れない 6. 国が示す要件を満たすことが難しい 7. その他（その他の問題点・懸念事項を記入ください）</p>	<p>・選択肢から、複数選択 ・その他の場合は自由入力 での記載をお願いします</p>	<p>自由入力</p>	<p>自由入力</p>

<p>VI. 統括支援員に求められる専門性を身に着けるために必要な研修について、以下の質問にご回答ください。</p> <p>こども家庭庁「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況」(令和5年9月) (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/54c6570c-41ab-482d-b008-a5bfff08fbc2/d8b6788c/20230912_councils_20countis_shingikai_gyakutai_boushi_54c6570c_01.pdf) (p.13) において、統括支援員の要件となる「体系的支援に係る基礎的な事項に関する研修」は以下のように示しています。</p> <p>【基礎研修 (オンデマンド)】</p> <p>こども家庭センター設置の目的や意義・業務内容、統括支援員の役割等について学ぶ研修 (数日程度を単位)。</p> <p>※ 令和5年度「統括支援員の育成に関する調査研究」により、研修コンテンツ例を活用した研修 (オンデマンド)によるオンライン研修教材の配信) を検討。</p> <p>※ 虐待・思春期問題情報研修センター事業において、上記研修コンテンツ例を活用した研修 (オンデマンド)によるオンライン研修教材の配信) を検討。</p> <p>※ 研修の受講については、一定の期間内 (例えば4月以降3か月間程度の間) に受講してもらうことを想定。</p> <p>＜その他、統括支援員の質向上のために受講することが望ましい研修＞</p> <p>【実務研修 I】</p> <p>統括支援員として必要と見込まれる内容 (統括支援員としての具体的なマネジメントスキルが期待される事例に対する演習等) について、演習型の研修を都道府県において実施を検討 (※ 1) していただき、市町村の統括支援員に対して研修受講を促すことが望ましい。</p> <p>※ 1 虐待・思春期問題情報研修センター事業 (子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかし) において、都道府県としての研修担当者 (都道府県内の研修の講師・ファシリテーターを務める実務者 (管内の市町村の代表的な統括支援員等) 及び研修企画担当者が参加する「指導者養成研修」の実施を検討。</p> <p>※ 2 都道府県としての研修の実施にあたっては「児童虐待防止対策研修事業」による補助金の活用が可能。</p> <p>※ 3 都道府県における研修方法例は、令和5年度「統括支援員の育成に関する調査研究」により検討予定。</p> <p>【実務研修 II】</p> <p>統括支援員の更なる質向上を図るため、年1回程度、各市区町村の統括支援員が互いのスキルアップのための業務上の困りごとの共有や情報交換の場を設けることも有効である。</p> <p>※ 実施は都道府県において検討いただくことを想定。なお、実施にあたっては「児童虐待防止対策研修事業」による補助金の活用が可能。</p>	<p>1. 10月 2. 11月 3. 12月 4. 1月 5. 2月 6. 3月 7. 4月 8. 5月 9. 6月 10. 7月 11. 8月 12. 9月</p>	<p>選択肢から、複数選択</p>
<p>63 基礎研修 (オンデマンド) について、受講時期はいつがいいと思われるかご回答ください。</p>		<p>選択肢から、複数選択</p>
<p>64 実務研修 I について、受講時期はいつがいいと思われるかご回答ください。</p>		<p>選択肢から、複数選択</p>

65	国が示している研修の形態を踏まえて、基礎研修（オンデマンド）ではどのような内容の研修が必要だと思われるかご回答ください。		自由入力
66	国が示している研修の形態を踏まえて、実務研修 I ではどのような内容の研修が必要だと思われるかご回答ください。		自由入力
Ⅷ. 本調査研究事業に関する貴自治体へのヒアリングに関して、以下の質問にご回答下さい			
67	別途、オンライン等で 1 時間程度のヒアリングを実施させていただく場合、ご協力いただくことは可能かご回答ください。（令和 5 年 10 月中旬～令和 5 年 10 月末もしくは 11 月上旬の期間内を希望） ※ヒアリング調査に伴う個人情報（ご回答者様のお名前等）は公表せず、自治体名については公表を希望 しない場合に「自治体 A」、「自治体 B」という表現とすることが可能です。	1.可 2.不可	選択肢から、単一選択
以上でアンケートは終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。			
© 2023 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.			



本報告書の著作権は、KPMG コンサルティング株式会社に帰属します。こども家庭庁・自治体を除き、弊社の事前の承諾なく、本報告書の全部または一部を複製、転載、配布等を行うことを禁止します。ただし、著作権法において認められている利用については弊社の承諾なくご利用できます。本報告書には、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から提供を頂いた情報も含まれています。これらの情報を含め、報告書の内容には万全の配慮をしておりますが、その保証をするものではありません。本報告書は、利用者ご自身の責任においてご利用ください。掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して、弊社は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.